

# 所得税法等の改正

目 次	
一 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成事業等により支給される金品の非課税措置の創設……………	86
二 退職所得課税の見直し……………	88
三 減価償却資産の範囲の改正……………	101
四 非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置等の改正……………	102
五 家事関連費等の必要経費不算入等の改正……………	113
六 寄附金控除制度の改正……………	113
七 確定申告義務の見直し等の改正……………	116
八 給与所得者等の源泉徴収に関する申告書の電子提出の改正……………	120
九 償還金等の支払調書の改正……………	124
十 支払調書等の提出の特例の改正……………	125
十一 確定拠出年金制度等の改正に伴う所得税法関係の整備……………	126

## はじめに

令和3年度税制改正においては、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設、中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長等、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち所得税法等の改正（国際課税関係を除きます。）では、主に次のような改正が行われました。

- ① 「学資金が所得税法上非課税とされていること」や「幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていること」なども踏まえ、子育て支援の観点からの国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成事業等により支給される金品の非課税措置の創設
- ② 法人役員等以外の者に支払われる退職金であ

っても、勤続年数5年以下の短期間で支払われる退職金について、平準化の趣旨にそぐわない高額な支給実態も見られることを踏まえた退職所得課税の改正

- ③ 新型コロナウイルス感染症への対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点からの確定申告義務の見直し等の改正

これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る令和3年3月26日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に令和3年法律第11号として公布されています。また、関係政省令等も、それぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 所得税法施行令の一部を改正する政令（令3.3.31政令第113号）
- ・ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令3.3.31政令第120号）
- ・ 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（令3.3.31政令第126号）
- ・ 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令3.3.31財務省令第15号）
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規

則の一部を改正する省令（令3.3.31財務省令第24号）

- ・ 復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（令3.3.31財務省令第28号）
- ・ 所得税法施行規則第102条第1項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件の一部を改正する件（令3.3.31財務省告示第81号）
- ・ 所得税法第189条第1項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第2の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する

件（令3.3.31財務省告示第82号）

- ・ 所得税法施行規則第63条第5項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（令3.3.31財務省告示第83号）
- ・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条第1項第2号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（令3.3.31財務省告示第89号）

## 一 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成事業等により支給される金品の非課税措置の創設

### 1 制度創設の趣旨

保育の負担軽減を図る形での少子化対策は重要であり、こうした観点から、保育を主とする助成を国や地方公共団体が実施する動きが広がってきています。これまで、ベビーシッターの支援事業における利用料助成や、認可外保育施設等に対する地方公共団体独自の利用料助成などの国、地方公共団体からの助成については、原則課税所得となり、雑所得として確定申告を行う必要がありました。

今回の改正においては、

- ・ 学資金が所得税法上非課税とされていることや、
  - ・ 幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていること
- なども踏まえ、子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る助成等について、所得税を非課税とする措置を講ずることとされました。

非課税措置の具体的な対象範囲としては、

- ・ ベビーシッターの利用料に対する助成
- ・ 認可外保育施設等の利用料に対する助成

- ・ 一時預かり・病児保育などで子どもを預ける施設の利用料に対する助成

など、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成を対象としています。さらに、施設・サービスの利用料に対する助成と一体として行われる助成についても対象としており、例えば子育て家庭への生活援助や家事支援も対象です。その他、保育施設等を利用する際の主食費、副食費や交通費などに対する助成も対象になります。

また、子育て支援の観点から行うという趣旨を踏まえ、子育て支援に係る助成であれば子どもの年齢によって対象を区切ることはしていません。

### 2 制度の内容

#### (1) 制度の概要

国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する一定の事業により、その業務を利用する者の居宅その他一定の場所において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、所得税を課さないこととされました（所法9①十六、所規3の2）。

(2) その支給する金品が非課税とされる事業の範囲

非課税とされる金品を支給する事業は、次に掲げる事業とされています（所法9①十六、所規3の2①）。

- ① 国又は地方公共団体が、保育その他の子育てに対する助成を行う事業
- ② 国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する指導、相談、下記(3)①に掲げる業務その他の援助の利用に対する助成を行うもの

(注) 前述のとおり、上記①に掲げる事業には子どもの年齢に関する要件は設けられていませんが、保育その他の子育てに対する助成を行う事業とされていますので、基本的に成人に対する助成を行う事業は対象外と考えられます。

(3) 上記(2)の事業により支給される金品のうち非課税とされるものの範囲

非課税とされる金品は上記(2)の事業により支給されるもので、かつ、次に掲げる業務又は施設の利用に要する費用に充てるため支給されるものとされています（所法9①十六、所規3の2②③）。

- ① その業務を利用する者の居宅その他次に掲げる場所において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務（いわゆるベビーシッターや生活援助・家事支援のサービス）

イ 便宜を供与する者の居宅

ロ 上記イに掲げる場所のほか、便宜を適切に供与することができる場所

- ② 認可外保育施設のほか、次に掲げる施設

イ 児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業

に係る施設

ロ 児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業に係る施設及びその施設に類する施設

ハ 保育所

ニ 母子保健法に規定する産後ケア事業に係る施設及びその施設に類する施設

ホ 認定こども園

ヘ 子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に掲げる事業（預かり保育）、同法第59条第2号に掲げる事業（延長保育事業）又は同条第3号に掲げる事業（実費徴収に係る補足給付事業）に係る施設

ト 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う施設

チ 子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業（小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限ります。）に係る施設及びその施設に類する施設（認可外保育施設を除きます。）

リ 保育その他の子育てについての指導、相談、情報の提供又は助言を行う事業に係る施設

(注1) 対象となる費用は、利用に要する費用とされていますので、サービスや施設の利用料そのもののほか、主食費や副食費、交通費、教材費等の費用も含まれると考えられます。

(注2) 上記ロ、ニ、チの「その施設に類する施設」としては、地方公共団体がそれぞれの事業に係る施設に類する施設に対し、独自に助成をしている場合における施設が想定されます。

### 3 適用関係

上記2の制度は、令和3年分以後の所得税について適用することとされています(改正法附則2)。

## 二 退職所得課税の見直し

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 退職所得

##### ① 退職所得の意義

「退職所得」とは、退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下「退職手当等」といいます。）に係る所得をいいます（所法30①）。

##### ② 退職所得の金額

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています（旧所法30②）。

これは、この退職所得の発生の基因となる退職手当等が、一般的に、過去からの長期間にわたる勤労の対価の後払いという性格を持つとともに、退職後の生活の原資に充てられるものという特性を有しているため、その担税力は他の所得に比べて低いと言えることから、退職所得の金額の計算にあたっては、退職手当等の支払を受ける居住者（以下「退職所得者」といいます。）の、その勤続年数の長短に応じて計算される一定の退職所得控除額を控除した上で、さらにその2分の1をもって所得金額とする配慮がなされています。

なお、その退職手当等が下記④の特定役員退職手当等である場合には、退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額とされています。

これは、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人の役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されたため、平成24年度の税制改正において、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職所得については、2分の1課税を行わない

こととされたものです。

##### ③ 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、勤続年数を基に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額とされています（所法30③）。

《算式》

- ・ 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数
- ・ 勤続年数が20年超の場合……800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

退職所得控除額を計算する際の勤続年数は、退職手当等について、退職所得者が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間（以下「勤続期間」といいます。）により計算します（所法30③一、旧所令69①）。

ただし、次のイからハまでに掲げる場合に該当するときはそれぞれイからハまでに定めるところにより計算します。

イ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において就職の日から退職の日までに一時勤務しなかった期間がある場合……その一時勤務しなかった期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により計算します（所令69①一イ）。

ロ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがある場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうち他の者の下において勤務した期間を含めて計算するとき……他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により計算します（所令69①一口）。

ハ 退職所得者が退職手当等の支払者から前

に退職手当等の支払を受けたことがある場合……前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロにより加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行います。

ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、その期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとされています（所令69①一ハ）。

また、退職一時金等（退職手当等とみなされるものをいいます。以下同じです。）に係る勤続年数及びその年に2以上の退職手当等又は退職一時金等の支給を受ける場合の勤続年数は、それぞれ次のニ及びホのとおり計算します（所令69①二、三）。

ニ 退職一時金等については、組合員等であった期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間をいい、その期間の計算が時の経過に従って計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によっている場合には、その加算をしなかったものとして計算した期間をいいます。以下同じです。）により計算します（所令69①二、旧所規18の3）。

ホ その年に2以上の退職手当等又は退職一時金等の支給を受ける場合には、これらの退職手当等又は退職一時金等のそれぞれについて、上記の勤続期間の計算又はイからニまでによる計算をした期間のうち、最も長い期間によって計算します。ただし、その最も長い期間以外の期間のうちにその最も長い期間と重複しない期間があるときは、その重複しない部分の期間（上記の勤続期間の計算又はイからニまでに準じて計算した期間）をその最も長い期間に加算して計

算します（所令69①三）。

なお、勤続年数を計算する際、その計算した期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として勤続年数を計算します（所令69②）。また、退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含むものとし、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割によりその資産及び負債の移転を行った法人を含むものとされます（所令69③）。

#### ④ 特定役員退職手当等の意義

「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等（次のイからハまでに掲げる者をいいます。）としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます（旧所法30④）。

- イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員

役員等勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間（上記③の勤続期間の計算又は上記③イからハまでによる計算をした期間をいいます。以下同じです。）のうち、その退職所得者が役員等として勤務した期間（以下「役員等勤続期間」といいます。）により計算します（旧所法30④、旧所令69①、69の2①）。したがって、例えば、ある法人に役員等として就職した場合の役員等勤続期間は、その就職の日から退職の日までの期間により計算し、同じ法人の中で一般の従業員から役員等に就任した場合の役員等勤続期間は、その就任の日から退職の日までの期間により計算することになります。

なお、役員等勤続年数についても、その計算した役員等勤続期間に1年未満の端数が生

じたときは、これを1年としてその年数を計算します（旧所令69の2②において準用する所令69②）。また、特定役員退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人が含まれ、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割によりその資産及び負債の移転を行った法人が含まれます（旧所令69の2②において準用する所令69③）。

⑤ 退職所得控除額の計算の特例

イ 前年以前に支給を受けた退職手当等に係る勤続期間を通算して計算されている場合の退職所得控除額の特例

退職所得者が、(a)退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがあり、かつ、他の者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、今回の退職手当等の支払者がその支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに他の者の下において勤務した期間を含めて計算するとき又は(b)退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合において、今回の退職手当等の支払者がその支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算するときは、今回支払を受ける退職手当等に対する退職所得控除額は、次の(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除した金額とされています（旧所法30⑤一、旧所令70①一）。

(イ) 今回支払を受ける退職手当等につき勤続年数を基に上記③の算式により計算した退職所得控除額

(ロ) 他の者から前に支払を受けた退職手当等又は前に支払を受けた退職手当等につき上記③イからホまでにより計算した期

間を勤続年数とみなして上記③の算式により計算した退職所得控除額

退職所得者が、その年の前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内。以下イにおいて同じです。）に退職手当等（上記の前に支払を受けた退職手当等を除きます。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき上記③イからホまでにより計算した期間の基礎となった勤続期間等（上記③の勤続期間及び上記③イからホまでにより加算すべき期間又は組合員等であった期間をいいます。）の一部がその年の前年以前4年内に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合の、その年に支払を受ける退職手当等についての退職所得控除額は、次の(ハ)に掲げる金額から(ニ)に掲げる金額を控除した金額とされています（旧所法30⑤一、旧所令70①二）。

(ハ) 今回支払を受ける退職手当等につき勤続年数を基に上記③の算式により計算した退職所得控除額

(ニ) 重複している部分の期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた期間）を勤続年数とみなして上記③の算式により計算した退職所得控除額

ロ 退職所得控除額の最低控除額の特例

退職所得控除額の最低控除額は、上記③の算式により計算した退職所得控除額（上記イの適用がある場合には、その適用後の退職所得控除額）が、80万円に満たない場合には、80万円とされます（旧所法30⑤二）。

ハ 障害退職の場合の退職所得控除額の特例  
障害者になったことに直接基因して退職したと認められる場合には、上記③の算式により計算した退職所得控除額（上記イの適用がある場合には、その適用後の退職所

得控除額)に100万円を加算した金額が退職所得控除額とされます(旧所法30⑤三)。

⑥ 特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算

イ 原則

その年中に特定役員退職手当等と一般退職手当等(特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。以下⑥及び(2)③において同じです。)がある場合の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額(その年中の一般退職手当等の収入金額が(ロ)の一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を(イ)の金額から控除した残額)とされていました(旧所法30⑥、旧所令71の2①)。これは、退職所得控除額について、最初に特定役員退職所得控除額として2分の1課税の適用のない特定役員退職手当等の収入金額に係る部分から控除することとした上で、その者に役員等として勤務した期間とそれ以外の期間に重複している期間がある場合には、その期間に対応する退職所得控除額を2分の1ずつ特定役員退職手当等の収入金額に係る部分と一般退職手当等に係る収入金額に係る部分に割り当てたものとして計算しています。

(イ) その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額(次に掲げる金額の合計額をいいます。)を控除した残額

i 40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

ii 20万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

(ロ) その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額(退職所得控除額から特定役員退職所得控除額((イ)の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、その収入金額)を控除した残額をいいます。)を控除した残額の

2分の1に相当する金額

上記(イ)iの「特定役員等勤続年数」とは、特定役員等勤続期間(特定役員退職手当等につき上記③の勤続期間の計算又は上記③イからハまで若しくはホにより計算をした期間をいいます。)により計算した年数をいい、上記(イ)i及びiiの「重複勤続年数」とは、特定役員等勤続期間と一般勤続期間(一般退職手当等につき上記③の勤続期間の計算又は上記③イからホまでにより計算した期間をいいます。)とが重複している期間により計算した年数をいいます(旧所令71の2②)。

なお、特定役員等勤続年数又は重複勤続年数を計算する際も、その計算した期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年としてこれらの年数を計算します(旧所令71の2③において準用する所令69②)。

ロ 前年以前に支給を受けた退職手当等に係る勤続期間を通算して計算されている場合の特定役員退職所得控除額の特例

退職所得者が、(a)退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがあり、かつ、他の者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、今回の退職手当等の支払者がその支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに他の者の下において勤務した期間を含めて計算するとき又は(b)退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合において、今回の退職手当等の支払者がその支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算するときに、上記⑤イの退職所得控除額の特例に該当し、かつ、次に掲げる場合に該当するときの上記(イ)の特定役員退職所得控除額は、既に退職所得控除額を適用した期間に係る部分の金額を控除したそれぞれ次に定

める金額とされてきました（旧所令71の2④）。

(イ) 前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員等退職手当等に該当する場合……上記イ(イ) i 及び ii の合計額から特定役員等勤続期間のうち前に支払を受けた退職手当等（特定役員退職手当等に該当するものに限ります。）に係る期間を基礎として上記③の算式により計算した金額を控除した金額

(ロ) 特定役員等勤続期間の全部又は一部が前の勤続期間等と重複している場合……上記イ(イ) i 及び ii の合計額からその重複している期間を基礎として上記⑤イ(ニ)により計算した金額を控除した金額

(注) 調整後勤続期間のうちに5年以下の役員等勤続期間と役員等勤続期間以外の期間がある退職手当等の支払を受ける場合には、その退職手当等は、次に掲げる退職手当等から成るものとされ、その年中に特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合とみなして、上記イにより退職所得の金額を計算することとされてきました（旧所令71の2⑤⑥）。

(イ) 退職手当等の金額から(ロ)に掲げる金額を控除した残額に相当する特定役員退職手当等

(ロ) 役員等勤続期間以外の期間を基礎として、他の使用人に対する退職給与の支給の水準等を勘案して相当と認められる金額に相当する一般退職手当等

## (2) 退職所得に係る源泉徴収

### ① 概要

退職所得は、所得税法の規定により他の所得と分離して課税することとされており、退職手当等の支払者の手元で容易にその所得に対応する所得税を求めることが可能であることから源泉徴収制度の対象とされており、源泉徴収の方法によって原則として退職時に納

税が完了する仕組みとなっています。

具体的には、退職所得者に対し国内において退職手当等を支払う者は、その支払の際、その退職手当等について所得税を源泉徴収し、その源泉徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととされています（所法199）。

### ② 退職所得の受給に関する申告書

退職所得者は、退職手当等の支払を受ける時まで、一定の事項を記載した退職所得の受給に関する申告書（以下「退職受給申告書」といいます。）をその退職手当等の支払者を経由して、納税地の所轄税務署長に提出することとされており、退職手当等の支払者はその退職受給申告書を基にその退職手当等に対する源泉徴収税額を計算することになりますが、その年に他の退職手当等が支払われている場合には、両方を合算して再度退職所得の金額を計算して不足税額分の源泉徴収を行うという仕組みが採られていることから、退職受給申告書には、支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（以下「支払済みの他の退職手当等」といいます。）の有無その他所定の事項を記載することとされてきました（旧所法203①、旧所規77①）。

### ③ 源泉徴収税額

退職手当等に対する源泉徴収税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされてきました（旧所法201①、旧所令319の3①）。

イ 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職受給申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払済みの他の退職手当等がない旨の記載がある場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして計算した場合の税額

(イ) その支払う退職手当等が一般退職手当等に該当する場合……その支払う退職手

当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(ロ) その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合……その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

ロ 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職受給申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき源泉徴収された又は源泉徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

(イ) その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合……その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(ロ) その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合……その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（その金額に千円未満の端数があるとき、

又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(ハ) その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合……次に掲げる金額の合計額（iiの一般退職手当等の金額がiiの一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額をiに掲げる金額から控除した残額）

i 特定役員退職手当等の金額から特定役員退職所得控除額を控除した残額

ii 一般退職手当等の金額から一般退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額

(注1) 上記の「退職所得控除額」は、所得税の源泉徴収をすべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における退職所得控除額とされています（所法201②）。なお、退職手当等の支払を受ける居住者がその支払を受ける時までに退職受給申告書を提出していないときは、その支払う退職手当等の金額の20%相当額が源泉徴収税額となります（所法201③）。

(注2) 上記ロ(ハ) iの「特定役員退職所得控除額」及びiiの「一般退職所得控除額」は、所得税の源泉徴収をすべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における特定役員退職所得控除額又は一般退職所得控除額とされていました（旧所令319の3②）。なお、上記(1)⑥（注）のとおり、調整後勤続期間のうちに5年以下の役員等勤続期間と役員等勤続期間以外の期間がある退職手当等の支払を受ける場合には、その退職手当等は、その年中に特定役員退職手当等と一般退職手当等があるものとみなして、退職所得の金額を計算しますが、上記ロ(ハ)の退職手当等に係る源泉徴収すべき所得税額の計算に

においても同様とされていました（旧所令319の3③）。

## 2 改正の内容

### (1) 改正の趣旨等

退職金は、一時にまとめて相当額が支払われ、長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格を持っています。このため、課税に当たっては、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る観点から、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を課税対象とする、いわゆる「2分の1課税」の措置が講じられています。

この点、平成24年度税制改正において、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職所得については、この2分の1課税を適用しないこととしています。これは、2分の1課税があることを前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人の役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されていたことを踏まえたものです。法人の役員等は会社法等でその任期が決められているなど、当初から短期間勤務が前提となっていることなど、一般の従業員とは相当に異なる事情にあることから、勤続年数5年以内の法人の役員等がその見直しの対象とされました。

今回の改正では、法人の役員等以外についても、勤続年数が5年以下であれば2分の1課税の対象としない改正を行っています。これは現下の退職給付の実態を見ると、法人の役員等以外についても勤続年数5年以下の短期間で支払われる退職金について、平準化の趣旨にそぐわない、特に高額な支給実態も見られることに基づいています。

なお、法人の役員等以外の者については、近年の雇用の流動化等に配慮して、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税の平準化措置を適用することとしており、勤続年数が5年の場合は、500万円以上の

退職金が今回の改正の影響を受けることとなります。これは、例えば経団連（日本経済団体連合会）の実態調査（※）における勤続年数5年のモデル退職金の額である126.7万円（大卒・会社都合）を大幅に上回る水準となっています。

※ 平成30年退職金・年金に関する実態調査（経団連）

### (2) 退職所得の改正

#### ① 短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算の見直し

短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました（所法30②）。

イ その退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合……当該残額の2分の1に相当する金額

ロ イに掲げる場合以外の場合……150万円とその退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

つまり、短期退職手当等については、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合にはイに掲げる場合となり、従来どおり2分の1課税が適用されますが、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円超の場合にはロに掲げる場合となり、300万円までの部分の金額の2分の1に相当する金額である150万円に300万円を超える部分を加算した金額が退職所得の金額となりますので、300万円超の部分について2分の1課税の適用がなくなることとなります。

#### ② 短期退職手当等の意義

「短期退職手当等」とは、退職手当のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます（所法30④）。

上記の「短期勤続年数」とは、退職手当等に係る調整後勤続期間のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が上記1(1)④の役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます(所法30④、所令69の2①)。

調整後勤続期間のうちに役員等勤続期間がある場合には役員等以外の者として勤務した期間にはその役員等勤続期間を含むものとされました(所令69の2③)。これは、ある法人に役員等として就職した場合の役員等勤続期間はその就職の日から退職の日までの期間により計算し、同じ法人の中で一般の従業員から役員等に就任した場合の役員等勤続期間はその就任の日から退職の日までの期間により計算することとされていますが、後者の例において一般の従業員としての期間だけで短期退職手当等に該当するか否かを判定した場合には、役員等勤続期間が5年を超えるときは役員としての勤続期間に対応する退職手当等よりも税負担が多くなる場合が生じてしまうことから、これを回避するためのものです。

また、居住者が支払を受ける退職手当等が退職一時金等である場合にはその退職一時金等に係る組員等であった期間を上記の退職手当等に係る調整後勤続期間のうち役員等以外の者として勤務した期間として、短期勤続年数の計算を行うこととされました(所令69の2③)。

なお、短期勤続年数についても、その計算した短期勤続期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年としてその年数を計算します(所令69の2④において準用する所令69②)。また、退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人が含まれ、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割によりその資

産及び負債の移転を行った法人が含まれます(所令69の2④において準用する所令69③)。

③ その年中に一般退職手当等(退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。以下同じです。)、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算

その年中に一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

イ その年中に一般退職手当等及び短期退職手当等がある場合(その年中に特定役員退職手当等がある場合を除きます。)……次に掲げる金額の合計額(所令71の2①)

(イ) その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

i 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額(次に掲げる金額の合計額をいいます。ii及び(ロ)において同じです。)を控除した残額((ロ)の一般退職手当等の収入金額が一般退職所得控除額(退職所得控除額から短期退職所得控除額を控除した残額をいいます。以下イにおいて同じです。)に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。以下iにおいて同じです。)が300万円以下である場合……当該残額の2分の1に相当する金額

a 40万円に短期勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

b 20万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

ii iに掲げる場合以外の場合……当該短期退職手当等の収入金額から300万

円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額（(ロ)の一般退職手当等の収入金額が一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）と150万円との合計額

- (ロ) その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を控除した残額（(イ) i の短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）の2分の1に相当する金額

(注1) 上記の「短期勤続年数」とは、短期勤続期間（短期退職手当等につき上記1(1)③の勤続期間の計算又は上記1(1)③イからホまでにより計算した期間をいいます。以下③において同じです。）により計算した年数をいい、「重複勤続年数」とは、短期勤続期間と一般勤続期間（一般退職手当等につき上記1(1)③の勤続期間の計算又は上記1(1)③イからホまでにより計算した期間をいいます。以下③において同じです。）とが重複している期間により計算した年数をいいます（所令71の2②）。以下イにおいて同じです。

(注2) 上記(注1)の「短期勤続期間」は、短期退職手当等についての勤続期間により計算することとされており、上記②の短期退職手当等に該当するか否かの判定とは異なり、役員等勤続期間を含めずに計算することとなります。すなわち、⑦役員等以外の者として勤務した期間が2年、④役員等として勤務した期間が2年である場合には、短期勤続期間は2年となります。この場合には、上記②の短期勤続年数に該当するか否かの判定については役員等としての勤続期間を含めて計算（⑦+④＝

4年）し、退職所得の金額の計算における短期勤続年数の算定の基礎となる短期勤続期間については短期退職手当等に係る勤続期間（⑦の2年）によって計算するためです。

これは、退職所得控除額について、最初に短期退職所得控除額として短期退職手当等のうち2分の1課税の適用のない300万円超の部分から控除することとした上で、その者に重複勤続年数がある場合には、その年数に対応する退職所得控除額を2分の1ずつ短期退職手当等の収入金額に係る部分と一般退職手当等に係る収入金額に係る部分に割り当てたものとして計算することとしたものです。

- ロ その年中に一般退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合（その年中に短期退職手当等がある場合を除きます。）……次に掲げる金額の合計額（所令71の2③）

(イ) その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいいます。(ロ)において同じです。)を控除した残額（(ロ)の一般退職手当等の収入金額が一般退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除した残額をいいます。以下ロにおいて同じです。）に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）

- i 40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額  
ii 20万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

- (ロ) その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を控除した残額（(イ)の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）の2分の1に相当す

る金額

(注) 上記の「特定役員等勤続年数」とは、上記1(1)⑥の特定役員等勤続年数をいい、「重複勤続年数」とは、特定役員等勤続期間（上記1(1)⑥の特定役員等勤続期間をいいます。以下③において同じです。）と一般勤続期間とが重複している期間により計算した年数をいいます（所令71の2④）。

これは、1(1)⑥イと同じです。

ハ その年中に短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合（その年中に一般退職手当等がある場合を除きます。）……次に掲げる金額の合計額（所令71の2⑤）

(イ) その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいいます。（ロ）において同じです。）を控除した残額（ロ i の短期退職手当等の収入金額がロ i の短期退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）

i 40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

ii 20万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

(ロ) その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

i 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除した残額をいいます。iiにおいて同じです。）を控除した残額（上記(イ)の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。iにおいて同じです。）が300万円以下である場合……当

該残額の2分の1に相当する金額

ii iに掲げる場合以外の場合……当該短期退職手当等の収入金額から300万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額（iの特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）と150万円との合計額

(注) 上記の「重複勤続年数」とは、特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間により計算した年数をいいます（所令71の2⑥）。以下ハにおいて同じです。

これは、退職所得控除額について、最初に特定役員退職所得控除額として特定役員退職手当等の収入金額に係る部分から控除することとした上で、その者に重複勤続年数がある場合には、その年数に対応する退職所得控除額を2分の1ずつ特定役員退職手当等の収入金額に係る部分と短期退職手当等に係る収入金額に係る部分に割り当てたものとして計算しています。

ニ その年中に一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等の3つの種類の退職手当等がある場合の退職所得の金額……次に掲げる金額の合計額（所令71の2⑦）

(イ) その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいいます。下記(ロ)において同じです。）を控除した残額

i 40万円に特定役員等勤続年数から ii の重複勤続年数と iii の重複勤続年数を合計した年数を控除した年数を乗じて計算した金額

ii 20万円に重複勤続年数（特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除きます。）及び特定役員等勤続期間と一般勤続期

間とが重複している期間（全重複期間を除きます。）により計算した年数に限り、乗じて計算した金額

iii 14万円に重複勤続年数（全重複期間により計算した年数に限り、乗じて計算した金額

(注) 上記イの特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除することとされています（所令71の2⑨一）。

a 下記ロ i 又は ii の残額……当該満たない部分の金額の2分の1に相当する金額（bに掲げる残額が当該2分の1に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

b 下記ハの一般退職所得控除額を控除した残額……当該満たない部分の金額の2分の1に相当する金額（aに掲げる残額が当該2分の1に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

ロ その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

i 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいいます。ii及び下記ハにおいて同じです。）を控除した残額が300万円以下である場合……当該残額の2分の1に相当する金額

a 40万円に上記イ（注）の短期勤続年数からbの重複勤続年数とcの重複勤続年数を合計した年数を控除した年数を乗じて計算した金額

b 20万円に重複勤続年数（短期勤続期間と特定役員等勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除きま

す。）及び短期勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除きます。）により計算した年数に限り、乗じて計算した金額

c 13万円に重複勤続年数（全重複期間により計算した年数に限り、乗じて計算した金額

ii iに掲げる場合以外の場合……150万円と当該短期退職手当等の収入金額から300万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

(注) 上記ロ i の短期退職手当等の収入金額が上記ロ i の短期退職所得控除額に満たない場合には、次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除することとされています（所令71の2⑨二）。

① 上記イの残額……当該満たない部分の金額の2分の1に相当する金額（②に掲げる残額が当該2分の1に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

② 下記ハの一般退職所得控除額を控除した残額……当該満たない部分の金額の2分の1に相当する金額（①に掲げる残額が当該2分の1に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

ハ その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額と短期退職所得控除額との合計額を控除した残額をいいます。）を控除した残額の2分の1に相当する金額

(注) 上記ハの一般退職手当等の収入金額が上記ハの一般退職所得控除額に満たない場合には、次に掲げる残額の区分

に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除することとされています(所令71の2⑨三)。

a 上記イの残額……当該満たない部分の金額の2分の1に相当する金額( bに掲げる残額が当該2分の1に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額)

b 上記ロ i 又は ii の残額……当該満たない部分の金額の2分の1に相当する金額( aに掲げる残額が当該2分の1に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額)

(注) 上記の「重複勤続年数」とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間又は一般勤続期間が重複している期間により計算した年数をいい、「全重複期間」とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます(所令71の2⑧)。以下ニにおいて同じです。

これは、退職所得控除額について、最初に特定役員退職所得控除額として特定役員退職手当等の収入金額に係る部分から控除することとし、次に短期退職所得控除額として短期退職手当等の収入金額に係る部分から控除することとした上で、その者に3つの種類の退職手当等の勤続期間が重複している期間がある場合には、その期間に対応する退職所得控除額を3分の1ずつ特定役員退職手当等の収入金額に係る部分(計算の簡素化と納税者に有利な計算結果とする観点からこの部分は1年当たり14万円としています。残りの部分は13万円ずつです。)と短期退職手当等に係る収入金額に係る部分と特定役員退職手当等の収入金額に係る部分に割り当てたものと、2つの種類の退職手当等に係る勤続期間のみが重複している期間がある場合には、その期間に

対応する退職所得控除額を2分の1ずつ割り当てたものとして計算しています。

なお、上記イからニまでの短期勤続年数、重複勤続年数及び特定役員等勤続年数を計算する際も、その計算した期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年としてこれらの年数を計算します(所令71の2⑩において準用する所令69②)。

④ 前年以前に支給を受けた退職手当等に係る勤続期間を通算して計算されている場合の短期退職所得控除額の特例

退職所得者が、(a)退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがあり、かつ、他の者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、今回の退職手当等の支払者がその支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに他の者の下において勤務した期間を含めて計算するとき又は(b)退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合において、今回の退職手当等の支払者がその支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算するときに、上記1(1)⑤イの退職所得控除の特例に該当し、かつ、次に掲げる場合に該当するときの上記③イ(イ) i 又はニ(ロ) i の短期退職所得控除額は、既に退職所得控除額を適用した期間に係る部分の金額を控除したそれぞれ次に定める金額とされました(所令71の2⑪)。

イ 前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合……上記③イ(イ) i a 及び b 又はニ(ロ) i a から c までの合計額から短期勤続期間のうち前に支払を受けた退職手当等(短期退職手当等に該当するものに限ります。)に係る期間を基礎として上記1(1)③の算式により計算した金額を控除した金額

ロ 短期勤続期間の全部又は一部が前の勤続

期間等と重複している場合……上記③イ(イ) i a 及び b 又はニ(ロ) i a から c までの合計額からその重複している期間を基礎として上記 1(1)⑤イ(ニ)により計算した金額を控除した金額

### (3) 退職所得の源泉徴収の見直し

その支払う退職手当等又は支払済の退職手当等に短期退職手当等を含む場合の源泉徴収税額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました(所法201①一ロ二ロニ、所令319の3①一・三・四、②)。

① 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職受給申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払済みの他の退職手当等がない旨の記載がある場合であって、その支払う退職手当等が短期退職手当等に該当する場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を課税退職所得とみなして計算した場合の税額

イ その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合……当該残額の2分の1に相当する金額

ロ イに掲げる場合以外の場合……150万円とその支払う退職手当等の金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

② 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職受給申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき源泉徴収された又は源泉徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ その支払う退職手当等とその支払済みの

他の退職手当等がいずれも短期退職手当等に該当する場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)

(イ) その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合……当該残額の2分の1に相当する金額

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合……その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額と150万円との合計額

ロ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び短期退職手当等に該当する場合(ホに掲げる場合を除きます。)……その一般退職手当等及び短期退職手当等につき上記(2)③イに準じて計算した金額

ハ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合(ホに掲げる場合を除きます。)……その一般退職手当等及び特定役員退職手当等につき上記(2)③ロに準じて計算した金額

ニ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が短期退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合(ホに掲げる場合を除きます。)……その短期退職手当等及び特定役員退職手当等につき上記(2)③ハに準じて計算した金額

ホ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合……その一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等につき上記(2)③ニに準じて計算した金額

(注) 上記ロからホまでにおいて上記(2)③に準じて計算する場合の「短期退職所得控除額」、「一般退職所得控除額」及び「特定役員退職所得控除額」は、所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における「短期退職所得控除額」、「一般退職所得控除額」及び「特定役員退職所得控除額」によるものとされています(所令319の3②)。

(注) 上記①及び②の「退職所得控除額」は、所得税の源泉徴収をすべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における退職所得控除額とされています(所法201②)。なお、退職手当等の支払を受ける居住者がその支払を受ける時までに退職受給申告書を提出していないときは、その支払う退職手当等の金額の20%相当額が源泉徴収税額となります(所法201③)。

#### (4) 退職受給申告書の記載事項の見直し

今回の改正では、退職受給申告書の記載事項に次に掲げる事項が追加されました(所法203①、所規77①五)。

① 支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等又は特定退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

② 退職手当等又は支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ 上記(2)④に該当するときは、短期退職所得控除額の計算の基礎

#### (5) 退職所得の源泉徴収票の記載要領の見直し

退職所得の源泉徴収票の記載要領についても、その退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合には、短期退職手当等の金額や短期勤続年数を摘要欄に記載させるなど、退職所得の源泉徴収票の備考欄について所要の改正が行われています(所規別表6(2))。

### 3 適用関係

(1) 上記2(2)の改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正法附則5)。

(2) 上記2(3)の改正は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については従前どおりとされています(改正法附則9①)。

(3) 上記2(4)の改正は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について提出する退職受給申告書について適用し、同日前に支払うべき退職手当等について提出した退職受給申告書については従前どおりとされています(改正法附則9②)。

(4) 上記2(5)の改正は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について提出し、又は交付する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき退職手当等について提出し、又は交付した源泉徴収票については従前どおりとされています(改正所規附則4③)。

なお、源泉徴収票の書式は、当分の間、旧書式の源泉徴収票に新書式に準じてその内容を記載することで、新書式の源泉徴収票に代えることができます(改正所規附則4④)。

## 三 減価償却資産の範囲の改正

### 1 改正前の制度の概要

(1) 個人が、その年12月31日において有する減価償却資産について、その個人が選定した償却の

方法により、耐用年数に応じて計算した金額は、その年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています(所法49)。

(2) この減価償却資産の範囲については、不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除きます。）とされています（所法2①十九、旧所令6）。

- ① 建物及びその附属設備
- ② 構築物
- ③ 機械及び装置
- ④ 船舶
- ⑤ 航空機
- ⑥ 車両及び運搬具
- ⑦ 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含みます。）
- ⑧ 次の無形固定資産
  - イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含みます。）
  - ロ 漁業権（入漁権を含みます。）
  - ハ ダム使用権
  - ニ 水利権
  - ホ 特許権
  - ヘ 実用新案権
  - ト 意匠権

- チ 商標権
  - リ ソフトウェア
  - ヌ 育成者権
  - ル 樹木採取権
  - ヲ 営業権
  - ワ 専用側線利用権
  - カ 鉄道軌道連絡通行施設利用権
  - ヨ 電気ガス供給施設利用権
  - タ 水道施設利用権
  - レ 工業用水道施設利用権
  - ソ 電気通信施設利用権
- ⑨ 牛、馬その他の一定の生物（上記⑦に該当するものを除きます。）

## 2 改正の内容

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）における電気事業法の改正により新たな事業類型として配電事業が位置付けられたことに伴い、無形固定資産となる電気ガス供給施設利用権に、配電事業を営む者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利が追加されました（所令6八ヨ）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和4年4月1日から施行されます（改正所令附則1二）。

# 四 非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置等の改正

## 1 改正前の制度の概要

### (1) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置

- ① 国内に住所を有する個人で障害者等に該当するものが、金融機関の営業所等において一定の預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託又は有価証券の預入、信託又は購

入（以下「預入等」といいます。）をする場合には、元本300万円までの利子等に限り、一定の要件の下で所得税を課さないこととされています（旧所法10①）。

（注） 上記の非課税元本枠（300万円）は、租税特別措置法の規定により、平成6年1月1日以後に預入等をするものから、350万円とされています（措法3の4）。

② ①の非課税措置の適用を受けようとする者は、③の非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に、その預入等の際、この非課税措置の適用を受けようとする旨その他所定の事項を記載した申込書（以下「非課税貯蓄申込書」といいます。）を提出することが必要ですが、この非課税貯蓄申込書の提出に当たっては、その金融機関の営業所等の長にその者の本人確認書類を提示し、又はその本人確認書類の提示に代えてその者の署名用電子証明書等を送信しなければならないこととされています（所法10②、所令34）。

（注1） 上記の「本人確認書類」とは、その者の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書、療育手帳などの一定の書類（以下「障害者等確認書類」といいます。）をいいます。なお、この書類にその者の生年月日又は住所が記載されていない場合には、その書類に加えてその者の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し等（以下「住所等確認書類」といいます。）が必要となります（所令41の2①、旧所規7①②）。

（注2） 上記の「署名用電子証明書等」とは、次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）又は情報が記録された電磁的記録とされています（旧所規7③）。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所

に係るもの

③ また、①の非課税措置は、個人が、最初に適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の預入等をする日までに、その適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の別、その金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券でその適用を受けようとするものの現在高に係る最高限度額その他所定の事項を記載した申告書（以下「非課税貯蓄申告書」といいます。）をその預入等をする金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用することとされています（旧所法10③）。

④ 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その申告書に記載した最高限度額を変更しようとする場合には、その者は、その旨及び変更後の最高限度額その他所定の事項を記載した申告書（以下「非課税貯蓄限度額変更申告書」といいます。）を、その非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出することとされています（旧所法10④）。

⑤ 非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書を提出する個人は、その提出をしようとする際、③又は④の金融機関の営業所等の長に、その者の本人確認書類等の提示又はその本人確認書類等の提示に代えて署名用電子証明書等の送信をして氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨を告知し、これらの申告書にその告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならないこととされてきました（旧所法10⑤）。

（注1） 上記の「本人確認書類等」とは、その者の障害者等確認書類及び個人番号カードなどの一定の書類（以下「本人確認書類」といいます。）をいいます（所令41の

2③、所規7④⑤)。以下同じです。

(注2) 上記の「署名用電子証明書等」とは、次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録とされています(所規7⑥)。以下同じです。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ロ 地方公共団体情報システム機構により電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第2号に規定する個人識別事項に係る情報で、同令第3条第1号の規定により総務大臣が定めるもの

ハ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

(注3) 金融機関の営業所等の長は、上記の告知があった場合には、これらの申告書にその告知事項につき確認した旨の証印をし、確認に係る本人確認書類等の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならないこととされていました。また、これらの申告書に記載されている氏名、生年月日、住所及び個人番号が告知されたこれらの事項と異なるときは、確認した旨の証印をすることができないこととされていました(旧所令41の3①、旧所規8の2)。

(注4) 金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書に確認した旨の証印をする場合には、これらの申告書の写しにその確認した旨の証印をした事実を記録しておかなければ

ならないこととされていました(旧所令41の3②)。

(注5) 非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書が③又は④の税務署長に提出されたときは、③又は④の金融機関の営業所等の長においてその受理がされた日にその提出があったものとみなすこととされています(旧所法10⑥)。

## ⑥ 障害者等の意義

①の非課税措置の対象となる「障害者等」とは、次に掲げる者をいいます(旧所法10①、旧所令31の2、所規4)。

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

ロ 国民年金法第37条の2第1項に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者

ハ 国民年金法第49条第1項に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者

ニ 労働者災害補償保険法第12条の8第1項第6号に掲げる傷病補償年金、同法第15条第1項に規定する障害補償年金、同法第22条の3第2項に規定する障害年金若しくは同法第23条第1項に規定する傷病年金を受けている者又は同法第16条に規定する遺族補償年金若しくは同法第22条の4第2項に規定する遺族年金を受けている同法第16条の2第1項(同法第22条の4第3項において準用する場合を含みます。)に規定する遺族(妻に限ります。)である者

ホ その他の一定の者

## ⑦ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置に関するその他の手続

上記のほか、本年度の改正における見直しに関連する主な手続は以下のとおりです。

イ 限度額預入方式による申込書の特例

非課税貯蓄申込書は、この非課税措置の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする都度、その預入等をする金融機関の営

業所等に提出しなければならないこととされ、その申込書には適用を受けようとするものの金額（その預貯金等有価証券である場合には、その額面金額等）を記載することとされていますが、その預入等が普通預金等一定の契約（以下「普通預金契約等」といいます。）に基づくものであるときは、その者がその預入等に際して提出する非課税貯蓄申込書には、当該金額に代えて、その普通預金契約等に基づいて預入等をする預貯金等の区分及びその預貯金等の現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高）に係る限度額を記載することができることとされています（所令35①、旧所規6①）。

預貯金等につき上記の限度額の記載をした非課税貯蓄申込書を提出した場合には、その預貯金等については、その現在高がその記載をしたその預貯金等の現在高に係る限度額に達するまでの間は、非課税貯蓄申込書の提出を要しないこととされています（所令35③）。

預貯金等につき上記の限度額の記載をした非課税貯蓄申込書を提出した個人が、その提出後において障害者等に該当しないこととなった場合には、その者は、遅滞なく、その申込書を提出した金融機関の営業所等の長に、障害者等に該当しなくなった旨その他所定の事項を記載した届出書（以下「非課税貯蓄に関する資格喪失届出書」といいます。）を提出しなければならないこととされています（旧所令35④、旧所規6②）。

#### ロ 帳簿方式による申込書の特例

非課税貯蓄申告書の提出をした者が、非課税貯蓄申込書提出の際の本人確認書類の提示を省略するために、金融機関の営業所等の長に、障害者等確認書類及び本人確認書類の写しを添付し、又は障害者等確認書類の写しの添付及び署名用電子証明書等の

送信と併せて申請書（以下「非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書」といいます。）を提出し、その申請書を受理した金融機関の営業所等がその者の氏名、生年月日、住所及び個人番号などを記載した帳簿を備えている場合には、その金融機関の営業所等に対して提出する非課税貯蓄申込書にその旨を記載することにより、上記②の提示又は送信に代えることができることとされています（旧所令41の2⑤）。

非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書の提出をした者が、その提出後、その者の氏名、住所又は個人番号の変更をした場合（下記ハの非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合を除きます。）には、遅滞なく、その非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書の提出をした金融機関の営業所等の長に、変更等をした事項その他所定の事項を記載した届出書（本人確認書類等の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限ります。）を提出しなければならないこととされ（旧所規7⑧）、非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書の提出をした者が、その提出後、障害者等に該当しないこととなった場合（上記イの非課税貯蓄に関する資格喪失届出書を提出した場合を除きます。）には、遅滞なく、その非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書の提出をした金融機関の営業所等の長に、障害者に該当しなくなった旨その他所定の事項を記載した届出書を提出しなければならないこととされています（旧所規7⑨）。これらの届出書を以下「非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項

を記載した帳簿の記載事項の変更届出書」といいます。

ハ 非課税貯蓄に関する異動申告書の提出

非課税貯蓄申告書を提出した個人は、次に掲げる場合に該当するときはそれぞれ次に定める申告書（以下「非課税貯蓄に関する異動申告書」といいます。）をその者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

(イ) その者が住所等を変更した場合……非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の氏名、住所又は個人番号の変更をした場合には、その非課税貯蓄申告書の提出をした金融機関の営業所等を経由し、その者の住所地の所轄税務署長に、その旨その他所定の事項を記載した非課税貯蓄に関する異動申告書を提出することとされています。この非課税貯蓄に関する異動申告書の提出に当たっては、本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないこととされています（旧所令43①、旧所規8①②）。

(ロ) 非課税措置の適用を受ける営業所等を変更する場合……非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者のこの非課税措置の適用を受ける預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等（以下(ロ)において「移管前の営業所等」といいます。）に対してその預貯金等に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の金融機関の営業所等（その申告書に記載した移管前の営業所等に係る金融機関又はその者と預貯金に係る債務の承継に関する契約を締結している者の営業所、事務所その他これらに準ずるものに限ります。以下(ロ)において「移管先の営業所等」といいます。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、その預

貯金等につき引き続き移管先の営業所等においてこの非課税措置の適用を受けようとするときは、その個人は、その移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他所定の事項を記載した非課税貯蓄に関する異動申告書を、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所令43②、旧所規8④）。

(ハ) 業務停止命令等の事由が生じた金融機関等から他の金融機関等への移管の場合……非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者のこの非課税措置の適用を受ける有価証券（合同運用信託等に係る無記名の貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券を含みます。以下(ハ)において「特定有価証券」といいます。）につきその取得をし、かつ、その特定有価証券につき金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受け、又は保管の取次ぎをした金融機関の営業所等（以下(ハ)において「特定営業所等」といいます。）に係る金融機関（以下(ハ)において「特定金融機関」といいます。）の特定業務（有価証券（合同運用信託等に係る無記名の貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券を含みます。）の当該個人による特定営業所等における購入に係る業務をいいます。以下(ハ)において同じです。）につき法律の規定に基づく措置として当該特定業務の停止が命じられるなどの事由が生じたことにより、その事由が生じた日から起算して1年を経過する日までの間に特定営業所等に対してその者の当該特定有価証券に関する事務の全部を特定営業所等以外の金融機関の営業所等（特定金融機関と特定有価証券に

関する事務の移管（当該個人が特定営業所等にその取得をした特定有価証券の保管の委託をしている場合には、特定有価証券の保管の委託に係る契約の承継を含みます。以下(ハ)において同じです。）に関する契約を締結している者の営業所、事務所その他これらに準ずるものに限ります。以下(ハ)において「移管先の営業所等」といいます。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、その取得をした特定有価証券につき引き続き移管先の営業所等においてこの非課税措置の適用を受けようとするときは、その個人は、その移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他所定の事項を記載した非課税貯蓄に関する異動申告書を特定営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所令43③、旧所規8⑤）。

## ニ 非課税貯蓄廃止申告書の提出

非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等において預入等をしたその申告書に記載した預貯金等につきこの非課税措置の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、その旨その他所定の事項を記載した申告書（以下「非課税貯蓄廃止申告書」といいます。）を、その預貯金等の受入れ又は引受けをする金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所令45①、旧所規9①）。

（注） 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等において預入等をしたその申告書に記載した預貯金等（本非課税措

置の適用を受けるものに限ります。以下ニにおいて同じです。）を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、その金融機関の営業所等においてその預貯金等の預入等をしなかったとき（その預貯金等につき非課税貯蓄廃止申告書を提出した場合を除きます。）は、その翌年1月1日にその預貯金等につき非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなすこととされています（所令45④）。この場合において金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる個人の各人別に、その個人の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他所定の事項を記載した書類を、その申告書の提出があったものとみなされる日の属する月の翌月10日までにその金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所令45⑤）。

## ホ 非課税貯蓄者死亡届出書の提出

非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したときは、その者の相続人は、その申告書に係る預貯金等でこの非課税措置の適用に係るものの利子、収益の分配又は剰余金の配当につきその相続の開始があったことを知った日以後最初に支払がされる日までに、その旨その他所定の事項を記載した届出書（以下「非課税貯蓄者死亡届出書」といいます。）を、その預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等に提出しなければならないこととされています。ただし、その者が相続により取得した被相続人に係る預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等下記への非課税貯蓄相続申込書を提出したときは、非課税貯蓄者死亡届出書を提出する必要はありません（旧所令46①、所規10①）。

(注) 金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合又は業務に関連して非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したことを知った場合には、その届出書を提出した者の被相続人又はその死亡した個人の各人別に、これらの者の氏名、生年月日及び住所その他所定の事項を記載した書類を、その届出書を受理した日又はその死亡したことを知った日の属する月の翌月10日までにその金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(所令46②)。

#### へ 非課税貯蓄相続申込書の提出

上記ホの相続人のうちに、上記ホの死亡した個人についてこの非課税措置の適用を受けていた預貯金等と同一の種別の預貯金等につきその死亡した個人についてこの非課税措置の適用を受けていた預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等に非課税貯蓄申込書を提出することができる障害者等である者がある場合において、その者が、相続により取得したその被相続人に係る預貯金等でこの非課税措置の適用に係るものにつき引き続きこの非課税措置の適用を受けたい旨、その適用を受けようとする預貯金等の金額(その預貯金等が有価証券である場合には、その額面金額等)、障害者等に該当する旨その他所定の事項を記載した書類(以下「非課税貯蓄相続申込書」といいます。)を、その相続の開始があったことを知った日以後最初に支払がされる日までに、その金融機関の営業所等に提出したときは、その者がその金融機関の営業所等においてその非課税貯蓄相続申込書を提出した日に非課税貯蓄申込書を提出して当該金額に相当する預貯金等の預入等をしたものとみなすこととされています(所令47①、所規11)。

#### ト 金融機関の営業所等の非課税貯蓄申告書

等の税務署長への送付

金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書又は非課税貯蓄廃止申告書(以下「非課税貯蓄申告書等」といいます。)を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、その申告書をその金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととされています(所令47の2)。

#### チ 非課税貯蓄申告書等の写しの作成・保存義務

金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申告書等を受理した場合又は上記ニ(注)若しくはホ(注)の書類を提出する場合には、その申告書又は書類の写し(これに準ずるものを含みます。)を作成し、これを保存しなければならないこととされています(旧所令48、旧所規12、13)。

#### (2) 公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置

① 公共法人等(所得税法別表第1に掲げる内国法人をいいます。)が支払を受ける所得税法第174条各号に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配(貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、その内国法人が受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として一定の方法により計算した金額に相当する部分に限ります。)については、所得税を課さないこととされています(所法11①)。

② 公益信託ニ関スル法律に規定する公益信託又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得(貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、その受益権がその公益信託又はその加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の方法により計算した金額に相当する部分に限ります。)については、所得税を課さ

ないこととされています（所法11②）。

- ③ 上記①及び②により非課税とされる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配のうち、公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で一定のもの（以下「公社債等」といいます。）に係る利子、収益の分配又は剰余金の配当（以下「利子等」といいます。）に係る部分については次に掲げる要件を満たしている場合に限り、所得税を課さないこととされています（所法11③）。

イ 公社債等の利子等の支払をする者（以下「支払者」といいます。）を経由して税務署長に非課税申告書を提出していること。

ロ 公社債等につき振替口座等への記載若しくは記録、保管の委託又は登録を受けていること。

（注）支払者ではない金融機関等が商品を取扱している場合があることから、この場合には公共法人等又は公益信託等の受託者は、その金融機関等の営業所等及び支払者を経由して上記イの申告書を提出することとされています（旧所令51の4①）。この場合、公共法人等又は公益信託等の受託者から金融機関等の営業所等に提出された申告書は支払者を経由してその支払者のその利子等に係る納税地の所轄税務署長に提出されることとなります。なお、その申告書は、その金融機関等の営業所等（支払者がその金融機関等の営業所等と同一の場合のその支払者を含みます。）に受理された日にその税務署長に提出されたものとみなすこととされています（所令51の4③）。

## 2 改正の内容

### (1) 申告書等の電子提出の特例等

#### ① 非課税貯蓄申告書等の電子提出の特例

個人・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、次のとおり電子提出の特例が設けられました。

### イ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置の改正

上記1(1)の非課税措置について、次に掲げる書類の金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、その金融機関の営業所等に対してその書類に記載すべき事項の電磁的方法（インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。）による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、その書類の提出があったものとみなすこととされました（所法10⑧、所令41の2⑤、47の3①、所規7⑩）。

(イ) 非課税貯蓄申込書（上記1(1)②）

(ロ) 非課税貯蓄申告書（上記1(1)③）

(ハ) 非課税貯蓄限度額変更申告書（上記1(1)④）

(ニ) 非課税貯蓄に関する資格喪失届出書（上記1(1)⑦イ）

(ホ) 非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書（上記1(1)⑦ロ）

(ヘ) 非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書（上記1(1)⑦ロ）

(ト) 非課税貯蓄に関する異動申告書（上記1(1)⑦ハ）

(チ) 非課税貯蓄廃止申告書（上記1(1)⑦ニ）

(リ) 非課税貯蓄者死亡届出書（上記1(1)⑦ホ）

(ヌ) 非課税貯蓄相続申込書（上記1(1)⑦ヘ）

（注1）上記(ロ)、(ハ)、(ト)及び(チ)の申告書は、金融機関の営業所等を経由して上記1(1)の非課税措置の適用を受けようとする個人の住所地の所轄税務署長に提出することとされておりますが、上記の

電子提出制度の対象は個人から金融機関の営業所等への提出とされています。これは、税務署長を含む国に対する書面による行政手続については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律において、別途、オンライン化の措置が講じられているためです。なお、このようないわゆる経由手続については、同法第3条第8号において、個人から金融機関の営業所等への提出と金融機関の営業所等の長から税務署長への提出は別の申請等として扱うこととされています。なお、金融機関の営業所等の長から税務署長への提出を含めた税務署長等に対して行う申請等のオンライン化の改正が別途行われています。この内容について、詳しくは、後掲「**国税通則法等の改正**」の「**六 その他納税環境整備関係の改正**」の「**3 電子情報処理組織を使用する方法による申請等の方法の拡充**」をご参照ください。

(注2) 上記により上記(ロ)、(ハ)、(ト)及び(チ)の申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行った場合において、これらの申告書が税務署長に提出されたときは、その金融機関の営業所等の長において提供を受けた日にその提出があったものとみなすこととされています(所法10⑨、所令47の3②)。

(注3) 上記(ヘ)の届出書のうち、その者の氏名、住所又は個人番号の変更をした場合に提出するものについては、その届出書に本人確認書類等の写しを添付するか、その提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信する必要がありますが、上記によりその届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、この本人確認書類等の写しの提出に代えて、その提出先の金融機

関の営業所等に対し、その写しに記載されている事項を電磁的方法により提供することができることとされています(所規7⑩)。なお、上記1(1)②⑤及び⑦ハ(イ)の「本人確認書類(等)の提示」は従来から、その提出先の金融機関の営業所等に対し、その本人確認書類(等)に記載されている事項を電磁的方法により提供することにより行うことが認められています。

(注4) 上記(ト)の申告書のうち、上記1(1)⑦ハ(ロ)及び(ハ)の申告書は、移管前の営業所等又は特定営業所等から移管先の営業所等に提出することとされていますが、この提出についても、電磁的方法による提供を行うことができることとされ、その提供があったときは、その申告書の移管先の営業所等への提出があったものとみなすこととされています(所令47の3③)。

#### ロ 公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置の改正

上記1(2)の非課税措置について公社債等の利子等の非課税申告書の金融機関等の営業所等又は支払者に対する書面による提出に代えて、その金融機関等の営業所等又は支払者に対してその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、その申告書の提出があったものとみなすこととされました(所法11④、所令51の4④)。

(注) 上記により非課税申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行った場合には、その金融機関等の営業所等(支払者がその金融機関等の営業所等と同一の場合のその支払者を含みます。)の長において提供を受けた日に税務署長への提出があったものとみなすこととされています(所令51の4⑤)。また、上記1(2)

(注)の金融機関等の営業所等の長から支払者への提出についても、電磁的方法による提供を行うことができることとされ、その提供があったときは、その申告書の支払者への提出があったものとみなすこととされています(所令51の4⑥)。

## ② その他所要の改正

### イ 非課税貯蓄申告書等の写しの作成・保存義務等の見直し

上記1(1)の非課税措置について、金融機関の営業所等の長が、書面により受理した非課税貯蓄申告書等につき、その非課税貯蓄申告書等の写しを作成し、その写しを保存することに代えて、その非課税貯蓄申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、その作成した電磁的記録を保存できることとされました。

また、電磁的方法により非課税貯蓄申告書等に記載すべき事項の提供を受けた場合には、その提供を受けた電磁的記録又はその電磁的記録に記録された情報の内容を入力することにより作成した書面を保存することとされました(所令48④、所規12①)。

(注) 金融機関の営業所等の長が支払事務取扱者に対して有価証券等が上記1(1)の非課税措置の適用に係るものである旨の通知をした場合におけるその支払事務取扱者のその通知の内容を記載した書類の保存義務(所令48⑥)についても、上記と同様に、その書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとされています(所令48⑥、所規14②)。

### ロ その他所要の規定の整備

既に既発行の全ての債券が償還されている旧法債券(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第200条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第199条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第17条の2

第1項に規定する普通銀行で同項(同法第24条第1項第7号において準用する場合を含みます。)の許可を受けたものの発行する同法第17条の2第1項の債券をいいます。)及び旧商工債(株式会社商工組合中央金庫法附則第37条の規定により同法第33条の規定により発行された商工債とみなされたものをいいます。)について、上記1(1)の非課税措置の対象となる有価証券の範囲などから除外する等の所要の整備を行っています(所令33①三等)。

## (2) 税務関係書類における押印義務の見直し

令和3年度の税制改正において、提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一定のものを除き、押印を要しないこととする等の措置を講ずることとされました。

この一環として、上記1(1)の非課税措置について次の見直しが行われました。

① 非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を金融機関の営業所等の長に告知をする場合において、これらの申告書へのその告知をした事項につき確認した旨のその金融機関の営業所等の長の証印を要しないこととし、金融機関の営業所等の長は、その告知があった事項につき確認をした旨をこれらの申告書に記載しなければならないこととされました(所法10⑤、所令41の3)。また、非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄相続申込書の提出を受けた金融機関の営業所等が行うこととされていた通帳等への本非課税措置の対象である旨の証印についても同様とされました(所令48①②)。つまり、証印によらない記載をもって足りることとされました。なお、従前どおり証印によって記載する方法も認められます。

② 上記(1)①イ(イ)から(ハ)まで、(ト)、(チ)及び(ヌ)の申込書又は申告書の書式は、所得税法施行規則別表第2(1)から別表第2(6)までに定められ

ていますが（所規15）、これらの申込書又は申告書の書式の表中の押印に関する記述が削除されました（所規別表2(1)～別表2(6)）。

（注）上記の「税務関係書類における押印義務の見直し」について、詳しくは、後掲「**国税通則法等の改正**」の「一 税務関係書類における押印義務の見直し」をご参照ください。

### (3) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置の対象となる障害者等の範囲の見直し

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）による労働者災害補償保険法の改正により、2以上の事業に使用される労働者（複数事業労働者）の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（複数業務要因災害）に関する保険給付が創設されたことに伴い、上記1(1)⑥の障害者等の範囲に、同法の複数事業労働者傷病年金を受けている者及び同法の複数事業労働者障害年金を受けている者並びに同法の複数事業労働者遺族年金を受けている遺族（妻に限ります。）である者が加えられました（所令31の2四）。

（注）この改正に伴い、労働者災害補償保険法の複数事業労働者傷病年金、複数事業労働者障害年金又は複数事業労働者遺族年金に係る年金証書（複数事業労働者遺族年金を受けている妻である者にあつては、その年金証書及び妻であることを証する書類）が上記1(1)②（注1）の障害者等確認書類に追加されました（所規7①七）。

## 3 適用関係

- (1) 上記2(1)①イの改正は、令和3年4月1日以後に金融機関の営業所等に対して行う電磁的方法による上記2(1)①イに掲げる書類に記載すべき事項の提供について適用されます（改正法附則3②、改正所令附則2②③、改正所規附則2②）。
- (2) 上記2(1)①ロの改正は、令和3年4月1日以後に金融機関等の営業所等又は支払者に対して

行う電磁的方法による公社債等の利子等の非課税申告書に記載すべき事項の提供について適用されます（改正法附則4、改正所令附則3）。

- (3) 上記2(1)②の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正所令附則1、改正所規附則1）。

なお、上記2(1)②イの書面により受理した非課税貯蓄申告書等の電子化は、電磁的記録の作成及び保存に係る非課税貯蓄申告書等を受理した日を基準とした適用関係は定められていないため、令和3年4月1日前にその写しを書面で作成し、保存している場合でも、同日以後に、上記2(1)②イによりその写しの電磁的記録を作成、保存することができることとされています。

一方、上記2(1)②イの電磁的方法により提供を受けた電磁的記録等の保存については、上記(1)のとおりその電磁的方法による提供が令和3年4月1日以後に行われることとされているため、同日以後に電磁的方法により提供を受けた電磁的記録が対象となります。

- (4) 上記2(2)①の改正は、令和3年4月1日以後に提出する非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄限度額変更申告書について適用し、同日前に提出した非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄限度額変更申告書については従前どおりとされています（改正法附則3①）。
  - (5) 上記2(2)②の改正は、令和3年4月1日以後に提出する上記2(2)②の申込書又は申告書の書式について適用し、同日前に提出した上記2(2)②の申込書又は申告書の書式については従前どおりとされています（改正所規附則4①）。
- なお、当分の間、改正前の上記2(2)②の申込書又は申告書に改正後の上記2(2)②の申込書又は申告書の書式に準じて記載したのものをもってこれに代えることができることとされています（改正所規附則4④）。
- (6) 上記2(3)の改正は、令和3年4月1日以後に提出する非課税貯蓄申告書等について適用し、同日前に提出した非課税貯蓄申告書等については従前どおりとされています（改正所令附則2

①、改正所規附則 2 ①)。

## 五 家事関連費等の必要経費不算入等の改正

### 1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が支出し、又は納付する次に掲げるものの額については、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととされています（旧所法45①）。
- ① 家事上の経費及びこれに関連する経費で一定のもの
  - ② 所得税（一定の利子税を除きます。）
  - ③ 所得税以外の国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税並びに印紙税法の規定による過怠税
  - ④ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定による森林環境税及び森林環境税に係る延滞金
  - ⑤ 地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含みます。）
  - ⑥ 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金等
  - ⑦ 罰金及び料料並びに過料
  - ⑧ 一定の損害賠償金
  - ⑨ 次に掲げる法律の規定による課徴金及び延滞金等
    - イ 国民生活安定緊急措置法
    - ロ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
    - ハ 金融商品取引法
    - ニ 公認会計士法
    - ホ 不当景品類及び不当表示防止法
- (2) 居住者が供与をする刑法第198条に規定する賄賂又は不正競争防止法第18条第1項に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額等は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととされています（所法45②）。
- (3) 上記(1)②から⑧までに掲げるものの額又は上記(2)の金銭の額等は、一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しないこととされています（所法45③）。

### 2 改正の内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」といいます。）の改正による虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の導入に伴い、居住者が納付する薬機法の規定による課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととされました（所法45①十四）。

### 3 適用関係

上記2の改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）から施行されます（改正法附則1九）。

## 六 寄附金控除制度の改正

### 1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が、①国若しくは地方公共団体に対する寄附金、②公益社団法人等に対する寄附金で財務大臣が指定した寄附金（いわゆる指定寄附金）又は③公共法人等その他特別の法律により

設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定の法人で次に掲げるもの（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金は特定寄附金として寄附金控除の対象とされ、その年中に支出したその寄附金の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除することとされています（旧所法78①②、旧所令215～217）。

- ① 独立行政法人
  - ② 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするもの（定款に出資を行う旨の定めがあるものを除きます。）
  - ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
  - ④ 公益社団法人及び公益財団法人
  - ⑤ 学校法人等で学校等の設置を主たる目的とするもの
  - ⑥ 社会福祉法人
  - ⑦ 更生保護法人
- (2) 寄附金控除の適用を受ける確定申告書を提出する場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項の記載をし、寄附金控除の適用を受ける金額の計算の基礎となる特定寄附金の明細書及び次に掲げる特定寄附金の区分に応じ次に定める書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）でその記録された情報について電子署名が行われているもの及び当該電子署名に係る電子証明書をいいます。）に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面をいいます。）を確定申告書に添付し、又は提出

の際に提示しなければならないこととされてきました（所法120③一、所令262①②、旧所規47の2③）。

- ① ②の特定寄附金以外のもの……次に掲げる書類
  - イ 特定寄附金の受領者の受領した旨（受領者が特定公益増進法人に該当する場合には、その特定寄附金はその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨を含みます。）、その特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
  - ロ 特定寄附金の受領者が上記(1)②に掲げる法人に該当する場合には、設立団体のその旨を証する書類（その特定寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りま
  - ハ 特定寄附金の受領者が上記(1)⑤に掲げる法人に該当する場合には、所轄庁のその旨を証する書類（その特定寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りま
- ② 特定公益信託の信託財産とするために支出したものとして特定寄附金とみなされる寄附金その他租税特別措置法の規定により特定寄附金とみなされる寄附金……その金銭の受領者等の一定の事項を証する書類その他の書類
 

(注1) 電子情報処理組織を使用して確定申告（いわゆるe-Taxによる確定申告）を行う場合には、添付書類に記載されている事項若しくは記載すべき事項を入力して送信すること又は添付書類に記載されている事項若しくは記載すべき事項が記録された電磁的記録で上記の添付書類を交付すべき者から提供を受けたもの（その添付書類を交付すべき者により電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものその他これに類する一定の電磁的記録に限りま

とができることとされています（国税オンライン化省令5③⑤、平31.3国税庁告7、平31.3国税庁告10）。

(注2) 令和2年度税制改正により、寄附金控除の適用を受ける場合において、その特定寄附金を受領する者が地方公共団体であるときには、上記①イの書類に代えて、特定事業者（地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であって特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができるものと認められるものとして国税庁長官が指定したものをいいます。）の特定寄附金の額その他一定の事項を証する書類を添付することができることとされています（所規47の2③一イ）。この改正は、令和4年1月1日以後に令和3年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用されます（令和2年改正所規附則3①）。

## 2 改正の内容

(1) 適用対象となる特定公益増進法人に対する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかなものが除外されました（所法78②三）。

(注) 上記と同様に認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除制度（措法41の18の2①②）についても、その対象となる認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附から出資に関する業務に充てられることが明らかなものが除外されました（措法41の18の2①）。また、上記の改正により公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の3①）についても、

適用対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかなものが除外されることとなります。

(2) 特定公益増進法人の範囲に、定款にその地方独立行政法人の試験研究の成果を活用する事業又はその試験研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資を行う旨の定めがある地方独立行政法人が追加されました（所令217一の二）。

(3) 上記(1)の改正に伴い、上記1(2)①イに掲げる書類は、特定寄附金の受領者の受領した旨（受領者が特定公益増進法人に該当する場合には、その特定寄附金はその法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金である旨を含みます。）、その特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類とされました（所規47の2③一）。

(注) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の3①）の適用を受ける場合（寄附金の受領者が、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人、社会福祉法人又は更生保護法人に該当する場合があります。）に確定申告書に添付等すべき書類についても、上記と同様の改正が行われていません（措規19の10の5⑫）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日以後に支出する特定寄附金等について適用し、個人が同日前に支出した特定寄附金等については従前どおりとされています（改正法附則6、39、改正所令附則4、改正所規附則3、改正措規附則9）。

## 七 確定申告義務の見直し等の改正

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 確定申告の概要

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が雑損控除その他の所得控除の額の合計額を超える場合において、その総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの所得控除の額を控除した後の金額を、それぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、下記(3)の確定損失申告書を提出する場合を除き、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書（確定申告書）を提出しなければならないこととされています（旧所法120①②、旧所規47③）。よって、源泉徴収額や予納税額が還付となる者であっても、確定申告義務がある場合があることとされてきました。

- ① その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに雑損控除その他の所得控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額
- ② 変動所得及び臨時所得の平均課税の適用を受ける場合には、その年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額並びに平均課税対象金額
- ③ 上記①の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき所得税法第2編第3章の規定を適用して計算した所得税の額
- ④ 上記③の所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかった金額
- ⑤ 上記①の総所得金額若しくは退職所得金額又は純損失の金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき

所得税の額（その所得税の額のうち、下記(5)③から⑤までの準確定申告書を提出したことにより、又はその申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額その他一定の金額がある場合には、その金額を控除した金額。以下「源泉徴収税額」といいます。）がある場合には、上記③の所得税の額からその源泉徴収税額を控除した金額

- ⑥ 上記⑤の金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかった金額
- ⑦ その年分の予納税額（所得税法第104条第1項又は第107条第1項の規定により納付すべき所得税の額（予定納税額）と下記(5)③に該当して同法第130条又は国税通則法第35条第2項の規定により納付した又は納付すべき所得税の額の合計額（その税額のうち、下記(5)③から⑤までによる申告書を提出したことにより、又はその申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、その還付される金額を控除した金額）をいいます。以下同じです。）がある場合には、上記③の所得税の額（源泉徴収税額がある場合には、上記⑤の金額）からその予納税額を控除した金額
- ⑧ 上記⑦の金額の計算上控除しきれなかった予納税額がある場合には、その控除しきれなかった金額
- ⑨ 上記①の総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額、雑所得に該当しない変動所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額及び一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得について源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額

- ⑩ その年において特別農業所得者である場合には、その旨
- ⑪ 各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又はその各種所得の生ずる場所
- ⑫ その他一定の事項

## (2) 還付等を受けるための申告の概要

居住者は、その年分の所得税につき上記(1)④、⑥又は⑧の金額がある場合には、上記(1)の確定所得申告書を提出すべき場合及び下記(3)の確定損失申告書を提出することができる場合を除き、源泉徴収税額等の還付を受けるため、税務署長に対し、上記(1)①から⑫までに掲げる事項を記載した申告書（還付請求申告書）を提出することができることとされています（旧所法122①）。

還付請求申告書は提出期限の定めがないことからいつでも提出することができますが、税額の還付等を受けるための申告書であることから、その年分の所得税額が確定的に計算できる日、つまり、翌年の1月1日以後でなければ提出できません。また、還付についての時効が完成してから（翌年の1月1日から5年を経過した日以後）は、提出することができません（通法15②一、74）。

## (3) 確定損失申告の概要

居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合等において、その年の翌年以後において純損失の繰越控除若しくは雑損失の繰越控除の適用を受け、又は純損失の繰戻しによる還付を受けようとするときは、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書（確定損失申告書）を提出することができることとされています（旧所法123①②、所規48①）。

- ① その年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額
- ② その年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の規定によ

り前年以前において控除されたもの及び純損失の繰戻しによる還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）

- ③ その年において生じた雑損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- ④ 上記②の純損失の金額又は雑損失の金額がある場合には、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- ⑤ 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の規定により翌年以後において総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算上控除することができる純損失の金額及び雑損失の金額
- ⑥ その年において外国税額控除の規定による控除をされるべき金額がある場合には、その金額
- ⑦ 上記①の純損失の金額又は上記③若しくは上記④の総所得金額若しくは退職所得金額の計算の基礎となった各種所得に係る源泉徴収税額がある場合には、その源泉徴収税額
- ⑧ その年分の予納税額がある場合には、その予納税額
- ⑨ 上記①の純損失、雑損失若しくは各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又はその純損失、雑損失若しくは各種所得の生じた場所
- ⑩ その他一定の事項

## (4) 死亡の場合の確定申告（準確定申告）の概要

- ① 上記(1)の確定所得申告書を提出すべき居住者（被相続人）がその年の翌年1月1日からその申告書の提出期限までの間にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、被相続人の下記②の準確定損失申告書を提出する場合を除き、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日（同日前にその相続人が出国をする場合には、その出国の時）までに、税務署

- 長に対し、死亡の場合の準確定申告書を提出しなければならないこととされています。この申告書には上記(1)①から⑫までに掲げる事項のほか次に掲げる事項を記載しなければならないこととされています(所法124①、旧所令263①、旧所規49①)。
- イ 各相続人の氏名、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)、被相続人との続柄、民法の規定によるその相続分並びに相続又は遺贈によって得た財産の価額
- ロ 相続人が限定承認をした場合には、その旨
- ハ 相続人が2人以上ある場合には、上記(1)③の所得税の額(源泉徴収税額があり、かつ、予納税額がない場合には、上記(1)⑤の金額とし、予納税額がある場合には、上記(1)⑦の金額とします。)を上記イの各相続人の相続分により按分して計算した額に相当する所得税の額
- ② 上記(3)の確定損失申告書を提出することができる居住者(被相続人)がその年の翌年1月1日からその申告書の提出期限までの間にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日(同日前にその相続人が出国をする場合には、その出国の時)までに、税務署長に対し、死亡の場合の準確定損失申告書を提出することができることとされています。この申告書には、上記(3)①から⑩までに掲げる事項のほか上記①イからハまでに掲げる事項を記載しなければならないこととされています(所法124②、旧所令263①、旧所規49①)。
- ③ 居住者(被相続人)が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について上記(1)の確定所得申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、被相続人の下記⑤の準確定損失申告書を提出する場合を除き、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日(同日前にその相続人が出国をする場合には、その出国の時)までに、税務署長に対し、死亡の場合の準確定申告書を提出しなければならないこととされています。この申告書の記載事項は、上記①の準確定申告書と同様です(所法125①、旧所令263①、旧所規49①)。
- ④ 居住者(被相続人)が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について上記(2)の還付請求申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、上記③の準確定申告書を提出すべき場合及び下記⑤の準確定損失申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、死亡の場合の準確定申告書を提出することができることとされています。この申告書の記載事項は、上記①の準確定申告書と同様です(旧所法125②、旧所令263①、旧所規49①)。
- ⑤ 居住者(被相続人)が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について上記(3)の確定損失申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日(同日前にその相続人が出国をする場合には、その出国の時)までに、税務署長に対し、死亡の場合の準確定損失申告書を提出することができることとされています。この申告書の記載事項は、上記②の準確定損失申告書と同様です(所法125③、旧所令263①、旧所規49①)。
- (5) 出国の場合の確定申告(準確定申告)の概要
- ① 上記(1)の確定所得申告書を提出すべき居住者は、その年の翌年1月1日からその申告書の提出期限までの間に出国をする場合には、上記(3)の確定損失申告書を提出する場合を除き、その出国の時までに、税務署長に対し、

- 出国の場合の準確定申告書を提出しなければならないこととされています（所法126①）。
- ② 上記(3)の確定損失申告書を提出することができる居住者は、その年の翌年1月1日から2月15日までの間に出国をする場合には、その期間内においても、税務署長に対し、出国の場合の準確定損失申告書を提出することができることとされています（所法126②）。
- ③ 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年1月1日からその出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、上記(1)の確定所得申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、下記⑤の準確定損失申告書を提出する場合を除き、その出国の時までに、税務署長に対し、その時の現況により上記(1)①から⑫までに掲げる事項を記載した出国の場合の準確定申告書を提出しなければならないこととされています（所法127①）。
- ④ 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年1月1日からその出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、上記(2)の還付請求申告書を提出することができる場合に該当するときは、上記③の準確定申告書を提出すべき場合及び下記⑤の準確定損失申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、その時の現況により上記(1)①から⑫までに掲げる事項を記載した出国の場合の準確定申告書を提出することができることとされています（旧所法127②）。
- ⑤ 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年1月1日からその出国の時までの間における純損失の金額若しくは雑損失の金額又はその年の前年以前3年内の各年において生じたこれらの金額について、上記(3)の確定損失申告書を提出することができる場合に該当するときは、その出国の時までに、税務署長に対し、その時の現況により上記(3)①から⑩までに掲げる事項を記載した出国の場合の準確定損失申告書を提出することができることとされています（所法127③）。
- (6) **更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付**
- ① 居住者の各年分の所得税につき国税通則法の規定による決定があった場合において、その決定に係る上記(1)⑥に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、その金額に相当する所得税を還付することとされています（旧所法159①）。
- ② 居住者の各年分の所得税につき更正（所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法の規定による決定をいいます。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含みます。以下「更正等」といいます。）があった場合において、その更正等により上記(1)④若しくは⑥又は(3)⑥若しくは⑦に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付することとされています（旧所法159②）。
- (7) **更正等又は決定による予納税額の還付**
- ① 居住者の各年分の所得税につき国税通則法の規定による決定があった場合において、その決定に係る上記(1)⑧又は(3)⑧に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、その金額に相当する予納税額を還付することとされています（旧所法160①）。
- ② 居住者の各年分の所得税につき更正等があった場合において、その更正等により上記(1)⑧又は(3)⑧に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付することとされています（旧所法160②）。

## 2 改正の内容

### (1) 還付となる場合の確定申告義務の見直し

上記1(1)のとおり、その年の所得税の額を計算した結果、その合計額が配当控除の額を超え

る場合には、最終的に源泉徴収税額や予納税額が還付となる者であっても、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に確定申告書を提出しなければならないこととされ、税額が還付となる場合であっても、一部の者については確定申告義務が課されていました。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、一部の者に課されていた税額が還付となる場合の確定申告義務をなくすこととされました（所法120①、122①）。具体的には、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、上記1(1)④、⑥又は⑧に掲げる金額がある場合、つまり、最終的に還付申告となる場合には、確定申告義務はないこととされました。

これにより、「改正前において確定申告義務があった者」が還付を受けるために提出する申告書は、改正後は確定申告義務がない上記1(2)の還付請求申告書となり、その提出期間については、上記1(2)の還付請求申告書の提出期間と同様に翌年1月1日から5年間となります。

復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書についても同様の改正が行われました（復興財確法17①②）。

## (2) 決定による源泉徴収税額等又は予納税額の還付の見直し

上記(1)の改正に伴い、確定申告義務がある場合の還付申告は存在しなくなります。

国税通則法の規定による決定は、申告義務が

ある場合にしか行えないことから、所得税において決定による還付を行う場合は想定されなくなるため、上記1(6)①及び(7)①の決定による還付の規定が削除されました（旧所法159①、160①）。

復興特別所得税の決定による還付についても同様の改正が行われました（旧復興財確法23①④）。

なお、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律上は、同法の規定により、その年分の給与所得に係る給与等につき源泉徴収を猶予され、又はその年分の給与所得に係る給与等につき源泉徴収された税額の還付を受けた者は、その年分の確定申告義務があることとされ、確定申告義務がある場合の還付申告が存在することとなりますので、この場合において改正前と同様に、決定による還付等の規定を適用するための所要の規定の整備が行われました（災免法3⑦、災免令10の2）。

上記のほか、決定による還付の規定が削除されたこと等に伴う所要の規定の整備が行われました（所法120①四②等）

## 3 適用関係

上記2の改正は、改正前の所得税法の規定による確定申告期限が令和4年1月1日以後となる所得税の確定申告書（通常は、令和3年分以後の確定申告書となります。）について適用し、その確定申告期限が同日前となる所得税の確定申告書については従前どおりとされています（改正法附則7、120）。

# 八 給与所得者等の源泉徴収に関する申告書の電子提出の改正

## 1 改正前の制度の概要

### (1) 給与所得者等の源泉徴収に関する申告書の電子提出

国内において給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の支払を

受ける居住者（以下「給与所得者等」といいます。）は、次に掲げる申告書（以下「源泉徴収に関する申告書」といいます。）の提出の際に經由すべき給与等の支払をする者（以下「給与支払者等」といいます。）が、その給与等に係る納税地の所轄税務署長（以下「所轄税務署

長」といいます。)の承認を受けている場合には、源泉徴収に関する申告書の書面による提出に代えて、その申告書に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を電磁的方法により提供できることとされておりました(旧所法198②、203④、203の6⑥、旧措法41の2の2④、41の3の4④)。以下この特例を「源泉徴収に関する申告書の電子提出」といいます。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- ⑦ 給与所得者の所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

この場合において、給与所得者等は、源泉徴収に関する申告書を提出したものとみなされます(旧所法198③、203⑤、203の6⑦、旧措法41の2の2⑤、41の3の4⑤)。

(注) 上記の「電磁的方法」とは、次に掲げる方法をいいます(旧所規76の2①、旧措規18の23の3③)。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等(送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいいます。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいいます。以下同じです。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいいます。以下同じです。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項に係る情報(以下「記載情報」といいます。)を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録

する方法(いわゆる社内LANやインターネットを利用する方法などが該当します。)

ロ 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに記載情報を記録したものを交付する方法

## (2) 源泉徴収に関する申告書の電子提出を受けるための税務署長の承認に係る手続等

給与所得者等が源泉徴収に関する申告書の電子提出をする場合には、給与支払者等は、所轄税務署長に承認申請書を提出し、所轄税務署長から承認を受けなければならないこととされておりました。具体的な手続等は次のとおりです。

- ① 承認に関する申請書の提出  
給与支払者等は、源泉徴収に関する申告書の電子提出を受けるために所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、その給与支払者等の氏名又は名称その他所定の事項を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされておりました(旧所令319の2①、319の4、319の11、旧所規76の2④、77⑥、77の4③)。
- ② 申請に対する税務署長の承認等  
上記①の申請書の提出があった場合において、所轄税務署長は、その申請につき承認をしたとき、又は承認をしないことを決定したときは、その申請をした給与支払者等に対し、書面によりその旨を通知するものとされておりました(旧所令319の2③、319の4、319の11)。なお、上記①の申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに、その申請の承認がなかったとき、又はその承認をしないことの決定がなかったときは、同日においてその申請の承認があったものとみなすこととされておりました(旧所令319の2④、319の4、319の11)。
- ③ 承認の取消し  
所轄税務署長は、源泉徴収に関する申告書

の電子提出に係る承認を受けている給与支払者等につき次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その承認を取り消すことができることとされてきました（旧所令319の2②、319の4、319の11）。この場合において、その承認は、その取消しの通知を受けた日においてその効力を失うものとされてきました（旧所令319の2⑥、319の4、319の11）。

イ 給与所得者等が電磁的方法による源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと。

ロ 給与所得者等から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者等を特定するための必要な措置を講じていないこと。

ハ 給与所得者等から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと。

なお、所轄税務署長は、その承認を取り消したときは、その承認を受けていた給与支払者等に対し、書面によりその旨を通知するものとされてきました（旧所令319の2③、319の4、319の11）。

#### ④ 承認の取りやめ

源泉徴収に関する申告書の電子提出に係る承認を受けている給与支払者等が、その電子提出を受けることをやめようとする場合には、その旨その他所定の事項を記載した届出書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされてきました（旧所令319の2⑤、319の4、319の11、旧所規76の2⑤、77⑥、77の4③）。

この場合において、その承認は、当該届出書の提出をした日においてその効力を失うものとされてきました（旧所令319の2⑥、319の4、319の11）。

### (3) 源泉徴収に関する申告書の電子提出をする給与所得者等に係る氏名等の記載及び押印に代わる措置

給与所得者等が源泉徴収に関する申告書の電子提出をする場合には、次に掲げる「氏名を明らかにする措置」のいずれかをもって、源泉徴収に関する申告書への氏名及び個人番号の記載並びに押印に代えることができることとされてきました（旧所法198④、203⑥、203の6⑥、旧所規76の2②）。

① 給与所得者等が、記載情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書をその記載情報と併せて給与支払者等に送信すること。

（注）上記の「電子署名」とは、電子署名及び電子認証に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいい、「電子証明書」とは、電子署名を行った個人を確認するために用いられる事項がその個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）をいいます（旧所規76の2③）。

② 給与所得者等が、給与支払者等から通知を受けた識別符号（その給与所得者等を他の者と区別して識別するための符号をいいます。いわゆる ID です。）と暗証符号（いわゆるパスワード）を用いて、その給与支払者等に対し記載情報を送信すること。

（注1）給与所得者等が源泉徴収に関する申告書を書面により提出する場合には、その源泉徴収に関する申告書にその給与所得者等の氏名の記載及び押印をしなければならないこととされてきました（旧通法124）。

（注2）公的年金等の支払を受ける居住者が提出する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」については、その居住者の押印に代えて、その居住者の「自署」によることができることとされていた（旧所法203の6）。

④) ため、上記と同様に「氏名を明らかにする措置」をもって、その居住者の「自署」に代えることができることとされていました(旧所法203の6⑥)。

## 2 改正の内容

この源泉徴収に関する申告書の電子提出は、平成19年度税制改正において創設されました。その際には、源泉徴収義務者(給与支払者等)から電子提出に関する所定の事項を承認申請という形で税務署長に提出させることにより、法令において定められている「電磁的方法」や「電子データの映像表示・書面出力に係る措置」などの要件の充足を担保するとともに、その事務が不適切な場合には税務署長の承認取消しを可能とすることにより源泉徴収義務者による適正な事務の実施の確保を図る観点から、上記1(2)の「源泉徴収に関する申告書の電子提出を受けるための税務署長の承認に係る手続等」が要件等として設けられていました。

令和3年度税制改正では、

- ・ 規制改革推進会議の提言等を受けて閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、書面、押印、対面を求めている行政手続については、「必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」方針が示されたことにより、これまで以上に書面手続の電子化を推進する必要があること。
  - ・ 令和2年10月から年末調整関係書類(生命保険料控除証明書や住宅ローン控除証明書等)の電子化が施行され、国税庁においても施行にあわせて年末調整ソフトをリリースするなど、税務当局において源泉徴収に関する事務の電子化を推進する動きがある中で、税務署長の承認制度を廃止することにより、電子化を行う源泉徴収義務者の事務負担を軽減できること。
- 等を踏まえ、源泉徴収に関する申告書の電子提出をより推進していく観点から、上記1(2)の「源泉徴収に関する申告書の電子提出を受けるための税

務署長の承認に係る手続等」を廃止することとされ、給与支払者等が電子提出を適正に受けるための必要な措置を講じていること等の要件を満たす場合には、給与所得者等は源泉徴収に関する申告書の電子提出を行うことができることとされました(所法198②、203④、203の6⑤、措法41の3の2④、41の3の4④、旧所令319の2①～⑥、319の4、319の11)。

具体的には、次の改正が行われました。

給与所得者等は、源泉徴収に関する申告書の電子提出の際に経由すべき給与支払者等が次に掲げる要件を満たす場合には、その申告書の書面による提出に代えて、その給与支払者等に対して、記載事項を電磁的方法により提供することができることとされました(所法198②、203④、203の6⑤、措法41の3の2④、41の3の4④、所令319の2①、319の4、319の11)。

- ① 給与所得者等が行う電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。
- ② 給与所得者等から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者等を特定するための必要な措置を講じていること。
- ③ 給与所得者等から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

(注) 上記①から③までの給与支払者等が講ずべき措置は、改正前の源泉徴収に関する申告書の電子提出において、これらの措置が講じられていない場合には税務署長の承認取消しとなる事実とされていました(上記1(2)③)。したがって、給与支払者等が満たすべき要件としては改正前後で変更はありません。

なお、給与所得者等は、記載事項を電磁的方法により提供しようとする場合には、上記1(3)の「氏名を明らかにする措置」を講じなければならないこととされています(所法198②後段、203④後段、203の6⑤後段、措法41の3の2④後段、

41の3の4④後段、所規76の2②)。

(注1) この「氏名を明らかにする措置」については、従前は国税通則法第124条の規定による源泉徴収に関する申告書への氏名及び個人番号の記載「並びに押印」に代わる措置として給与所得者等が講じなければならないこととされていましたが、令和3年度税制改正における同条の改正により税務署長に提出すべき税務関係書類への押印義務が廃止されたことに伴い、改正後の源泉徴収に関する申告書の電子提出においては、氏名及び個人番号の記載に代わる措置として存置されています。なお、「税務関係書類への押印義務の廃止」の詳細については、後掲「**国税通則法等の改正**」の「一 税務関係書類における押印義務の見直し」をご参照ください。

(注2) 上記(注1)のとおり、税務関係書類への押印義務が廃止されたため、上記1(3)(注2)の公的年金等の支払を受ける居住者が提出する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、その居住者の押印に代えて、その居住者の「自署」によることができることとする措置は廃止されています(旧所法203の6④)。

### 3 適用関係

上記2の改正は、令和3年4月1日以後に行う源泉徴収に関する申告書の電子提出について適用し、同日前に行った源泉徴収に関する申告書の電子提出については従前どおりとされています(改正法附則8、37)。

## 九 償還金等の支払調書の改正

### 1 改正前の制度の概要

- (1) 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人で一定のもの又は外国法人に対して国内において公社債のうち一定のものに係る償還金等の交付をする者は、株式等の譲渡の対価等の支払調書を、その償還金等の交付の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、その償還金等の交付をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその償還金等の交付事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(所法225①十一、所規90の2②)。
- (2) 上記(1)の「内国法人で一定のもの」とは、次に掲げる内国法人をいうこととされています(所法225①十一、旧所令352の2①)。
  - ① 一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除きます。)
  - ② 人格のない社団等
  - ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている次に掲げる法人

- イ 地方自治法に規定する認可地縁団体
- ロ 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人
- ハ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等
- ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合
- ホ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- ヘ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合及びマンション敷地売却組合

### 2 改正の内容

上記1(2)の交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人の範囲に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する敷地分割組合が追加されました(所令352の2①)。

なお、敷地分割組合の概要については、後掲

「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第一 住宅・土地税制の改正」の「四 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例等の改正」をご参照ください。

### 3 適用関係

上記2の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から施行されます（改正所令附則1三）。

（注）マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日は、同法の公布の日（令和2年6月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則1）、その政令は、今後定められます。

## 十 支払調書等の提出の特例の改正

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 電子情報処理組織又は光ディスク等を使用した調書等の記載事項の提供義務

所得税法の規定により提出する調書、源泉徴収票及び計算書（以下「調書等」といいます。）は、原則として書面により提出することとされていますが、調書等のうち、その調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が100枚以上であるものについては、その調書等を提出すべき者は、①「その調書等に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を、電子情報処理組織を使用して送信する方法（具体的には国税電子申告・電子納税システム（e-Tax）により記載事項を送信する方法）」又は②「記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ若しくは磁気ディスク（以下「光ディスク等」といいます。）を提出する方法」のいずれかの方法により所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（所法228の4①）。

#### (2) 税務署長の承認を受けて行う光ディスク等の提出

調書等を提出すべき者（上記(1)により義務が

課される者を除きます。）が、所轄の税務署長の承認を受けた場合又は調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において上記(1)②により「記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合」には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって調書等の書面による提出に代えることができることとされています（所法228の4②）。

（注）調書等の提出は、上記により税務署長の承認を受けて光ディスク等の記録媒体により提出するほかに、国税電子申告・電子納税システム（e-Tax）を使用してオンラインで提供することも可能です（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令）。

#### (3) 租税特別措置法及び国外送金等調書法の調書等の電子提出

租税特別措置法の規定により提出する調書及び報告書並びに国外送金等調書法の規定により提出する国外送金等調書及び国外証券移管等調書についても上記(1)及び(2)と同様の措置が講じられています（措法42の2の2①②、国外送金等調書法4②③、4の3②）。

## 2 改正の内容

上記1(1)①の電子情報処理組織を使用した調書等の記載事項の提供方法に、特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、特定ファイルに記録されたその記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法による提供（いわゆるクラウド等を利用した提供）が追加されました。

具体的には、電子情報処理組織を使用した調書等の記載事項の提供方法に、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2第1項の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、その特定ファイルに記録されたその記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法が追加されました（所規97の4③、措規19の16③、国外送金等調書規11③）。

なお、この方法により記載事項を提供しようとする場合における届出その他の手続については、同令第4条第5項及び第7項の規定の例によることとされ（所規97の4②、措規19の16②、国外送金等調書規11②）、この方法により記載事項の提供を行う者は、特定ファイルに記録した記載事項を同令第5条の2第3項の定めるところにより保存しなければならないこととされています（所規97の4④、措規19の16④、国外送金等調書規11④）。

この国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令に基づくクラウド等を利用した記載事項の提供方法の詳細については、後掲「**国税通則法等の改正**」の「**五 クラウドサービス等を利用した支払調書等の提出方法の整備**」をご参照ください。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和4年1月1日から施行されます（改正所規附則1ただし書、改正措規附則1二、改正国外送金等調書規附則）。

# 十一 確定拠出年金制度等の改正に伴う所得税法関係の整備

## 1 改正前の制度の概要（企業年金に係る課税関係）

確定拠出年金・確定給付企業年金等に係る掛金の拠出、運用及び給付の各段階における所得税の課税については、次のとおりとされています。

### (1) 拠出段階

- ① 居住者が、確定拠出年金の企業型年金加入者掛金を支払った場合又は個人型年金加入者掛金を支払った場合には、その支払った掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象として控除されます（所法75②二）。

（注1） 確定拠出年金は、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、単独又は共同して実施する企業型年金と国民年金基金連合会が実施する個人型年金の2つの類型が設

けられ、それぞれ次の者が加入対象者とされていました（旧確定拠出年金法2②③、9①、62①）。

- イ 企業型年金……企業型年金が実施される厚生年金保険の適用事業所に使用される次に掲げる者で（原則）60歳未満の従業員（国民年金の第2号被保険者）
  - (イ) 厚生年金保険の第1号被保険者
  - (ロ) 私立学校教職員共済制度の加入者
- ロ 個人型年金……次に掲げる者
  - (イ) 自営業者等の国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料免除者を除きます。）
  - (ロ) 60歳未満の厚生年金保険の被保険者である企業の従業員（国民年金の第2号被保険者）

(ハ) 国民年金の第3号被保険者

(注2) この小規模企業共済等掛金控除は、納税者自身が控除を受けることを前提に拠出限度額が定められており、その範囲で全額を所得控除することとしていることから、社会保険料控除とは異なり、自己と生計を一にする配偶者その他の親族の掛金を支払っても控除の対象とはなりません。

② 居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき独立行政法人農業者年金基金法（以下「農年基金法」といいます。）の農業者年金の保険料を支払った場合には、その支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象として控除されます（所法74②六）。

(注) 国民年金の被保険者（65歳未満の一定の者に限ります。）であって農業に従事する者は、独立行政法人農業者年金基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができることとされていました（旧農年基金法11）。

③ 事業を営む個人又は法人が支出した次の掛金等は、企業型年金の従業員を含む次の被共済者等に対する給与所得の金額の計算上収入金額に算入しないこととされるとともに、これらの金額を支出した個人のその支出した日の属する年分のその事業に係る必要経費に算入することとされています（所令64）。

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金

ロ 確定給付企業年金法の確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出した掛金又はこれに類する掛金若しくは保険料のうちその加入者が負担した金額以外の部分

ハ 法人税法附則の適格退職年金契約に基づいて受益者等のために支出した掛金又は保

険料のうちその受益者等が負担した金額以外の部分

ニ 確定拠出年金法の企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出した事業主掛金

ホ 確定拠出年金法の個人型年金規約に基づいて個人型年金加入者のために支出した中小事業主掛金

(注) この中小事業主掛金の拠出をすることができる事業主は、企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない事業主であって、その従業員である厚生年金被保険者の数が100人以下のものとされています（旧確定拠出年金法55）。

ヘ 勤労者財産形成促進法の勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出した信託金等

(注) 事業主が法人である場合には、損金に算入されます（法令135）。

## (2) 運用段階

① 企業型年金の資産管理契約（確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約）に係る信託については、信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属の原則は適用しないこととされています（所法13）。

② 企業型年金の年金資産である信託財産につき受託者が受ける一定の利子等又は配当等に対しては、所得税の源泉徴収を行わないこととされています（所法176②、180の2②）。

(注) 国民年金基金連合会、企業年金連合会及び独立行政法人農業者年金基金は所得税法別表第1に掲名されていますが、同別表に掲げる内国法人が支払を受ける一定の利子等又は配当等に対しては、所得税を課さないこととされています（所法11①、別表1）。

## (3) 給付段階

① 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給

を受ける一時金（老齢給付金、脱退一時金）で、加入者の退職により支払われるものは退職手当等とみなして退職所得課税とされ（所法31三）、これ以外のものは一時所得とされています（所法34）。

また、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金（老齢給付金）については、その年金の額から加入者の負担した金額に相当する金額を控除した金額について公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除を適用することとされています（所法35③三）。

- ② 一時金として支給を受ける確定拠出年金の老齢給付金については退職手当等とみなして退職所得課税とされ（所法31三、旧所令72③六）、一時金として支給を受ける脱退一時金については、一時所得の収入金額とされています（所法34）。

また、年金として支給を受ける老齢給付金については、公的年金等に係る雑所得となり公的年金等控除を適用することとされています（所法35③三、所令82の2②六）。

- ③ 農年基金法の規定に基づく年金給付（農業者老齢年金及び特例付加年金）は公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除を適用することとされています（所法35③一）。
- ④ 存続連合会（確定給付企業年金法に基づく新たな企業年金連合会が設立されるまで（時期未定）の間存続することとされている厚生年金保険法に基づく企業年金連合会をいいます。以下同じです。）の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年厚生年金等改正法」といいます。）附則に規定する業務（厚生年金基金及び確定給付企業年金からの通算企業年金制度への年金資産の移換）により支給される給付金を一時金で受給した場合には、その一時金は、加入者の退職により支払われるものは退職手当等とみなして退職所得課税とされ（旧所令72③五）、これ以外のものは一時所得

とされています（所法34）。

また、この業務により支給される給付金を年金で受給した場合には、その年金は公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除を適用することとされています（所令82の2②五）。

- (注1) 退職所得とされる退職手当等に係る勤続年数の計算は、原則として、退職手当等の支払を受ける者がその退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算することとされています（旧所令69①一）が、退職手当等とみなす一時金（以下「退職一時金等」といいます。）については、組合員等であった期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間）によることとされています（旧所令69①二）。

- (注2) その年の退職手当等についての勤続年数と前年以前4年内（その年に確定拠出年金に係る退職一時金の支払を受ける場合には14年内）に支給を受けた他の退職手当等についての勤続年数との間に重複している期間がある場合には、その退職手当等についての退職所得控除額は次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額によることとされています（所法30⑤一、旧所令70①二）。

イ その年に支払を受ける退職手当等の金額の計算の基礎とされた勤続年数につき所定の計算をした金額

ロ その重複している部分の勤続期間を勤続年数とみなして所定の計算をした金額

- (注3) 上記②の脱退一時金の一時所得の金額の計算に当たっては、一時金に係る上記(1)①の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金は上記のとおり所得控除の対象となっていることから、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算における加入者が負担した金額から除くこととされ

ています（所令183②④）。

（注4） 上記①②④の一時所得とされる一時金は、生命保険金に類する給付として生命保険金等の支払調書の対象とされています（所令351①四・七）。

## 2 確定拠出年金法等の改正の趣旨及びその概要（令和2年度税制改正事項）

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金に係る定時改定の導入及び在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、政府管掌年金事業等の運営の改善、独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付事業等の廃止、障害年金と児童扶養手当の併給調整の見直し等の措置を講ずるための「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が第201回通常国会に提出され、令和2年5月29日にその一部を修正した上で可決・成立し、同年6月5日に法律第40号として公布されました（以下この法律を「国民年金法等改正法」といいます。）。

この国民年金法等改正法により確定給付企業年金法及び確定拠出年金法が改正され、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するため、確定拠出年金の加入可能年齢が引き上げられるとともに受給開始時期の選択肢が拡大されたほか、確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和など、制度面及び手続面の改善が行われました。

これらの改正のうち、所得税に関係する項目は下記のとおりです。

### (1) 確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件の緩和

企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金及び農業者年金の加入可能要件について、それぞれ加入可能年齢要件を撤廃・緩和し、それぞれ

厚生年金保険の被保険者、国民年金の被保険者及び65歳未満の農業に従事する国民年金の被保険者であればこれらに加入できることとされました（確定拠出年金法2⑥、9①、62①、農年基金法11）。

### (2) 受給開始時期等の選択肢の拡大

- ① 確定拠出年金制度の受給開始時期について、改正前は加入者資格喪失後の60歳から70歳までの範囲で選択可能とされていたところ、75歳まで選択できるよう、その範囲が拡大されました（確定拠出年金法34）。
- ② 確定給付企業年金制度の支給開始時期について、改正前は60歳から65歳までの規約で定める年齢到達で支給することとされていたところ、規約で定めることができる範囲が70歳までに引き上げられました（確定給付企業年金法36）。
- ③ 農業者年金制度の受給開始時期について、改正前は65歳に到達したときに支給することとされていたところ、65歳から75歳までの範囲で選択可能とされました（農年基金法28①、28の2）。

### (3) 中小企業向け制度の対象範囲の拡大

確定拠出年金法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度について、事業主規模要件が緩和されました（厚生年金保険被保険者数要件：100人以下⇒300人以下）（確定拠出年金法3⑤二、55②四の二）。

### (4) 企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金制度の加入要件緩和

企業型確定拠出年金加入者について、企業型確定拠出年金の規約の定めなしに個人型確定拠出年金制度への加入ができることとされました（確定拠出年金法3③、62）。

### (5) ポータビリティの拡充

確定給付企業年金制度の終了時に分配される

残余財産の個人型確定拠出年金制度への移換及び加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換ができることとされました（確定給付企業年金法82の4、91の18②、91の23、確定拠出年金法54の5、74の2、平成25年厚生年金等改正法附則38、40、49の2）。

#### 6) 施行期日及び適用関係

- ① 上記(1)の改正は、令和4年5月1日から施行されます（国民年金法等改正法附則1七）。
- ② 上記(2)①の改正は、令和4年4月1日から施行され、同日の前日に70歳に達していない者について適用されます（国民年金法等改正法附則1、27）。
- ③ 上記(2)②の改正は、令和2年6月5日から施行されています（国民年金法等改正法附則1一）。
- ④ 上記(2)③の改正は、令和4年4月1日から施行され、同日の前日に65歳に達していない者に係る農業者年金である給付について適用され、同日において65歳に達している者の農業者年金である給付については従前どおりとされています（国民年金法等改正法附則1、34）。
- ⑤ 上記(3)の改正は、令和2年10月1日から施行されています（国民年金法等改正法附則1三）。
- ⑥ 上記(4)の改正は、令和4年10月1日から施行されます（国民年金法等改正法附則1八）。
- ⑦ 上記(5)の改正は、令和4年5月1日から施行され、同日以後に終了する確定給付企業年金の加入者及び同日以後に企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した者について適用されます（国民年金法等改正法附則1七、26、30、33）。

### 3 確定拠出年金法施行令の改正の趣旨及びその概要（令和3年度税制改正事項）

令和3年度税制改正においては、確定拠出年金

の拠出限度額をより公平な算定方法に改善するため、次の見直しが行われることとされました（確定拠出企業年金法施行令の改正）。

- (1) 企業型確定拠出年金の拠出限度額の算定にあたって、全ての確定給付企業年金の掛金相当額を一律に評価している現状を改め、確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（改正前：月額2.75万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- (2) 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（改正前：月額1.2万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。

(注) 上記の見直しは、確定拠出年金法施行令の改正政令において措置することとされています（令和6年12月1日施行予定）。

## 4 改正の内容

所得税については上記2及び3の改正後においても改正前の上記1の取扱いを行うこととされた他、所得税法施行令等について「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（以下「年金整備令案」といいます。）」において次の整備が行われる予定です。

#### (1) 退職所得控除額の計算の特例の改正

上記1(3)(注2)のとおり、その年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間とその年の前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間が重複しているときは、その重複している期間に係る退職所得控除額相当額を、その年に支払を受けた退職手当等に係る退職所得控除額から控除することとされています。

確定拠出年金の老齢給付金は原則として60歳から70歳までの間は、受給者の意思により請求

することができる（確定拠出年金法33①）こととされていたことから、老齢給付金の支給時期を調整することにより多額の退職所得控除を受けることがないよう、この退職所得控除額の計算の特例において、その退職手当等が確定拠出年金の老齢給付金であって一時金で支給を受ける場合には、「4年内」ではなく「14年内」までが対象とされていました。

上記2(2)①のとおり、確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期が、60歳から75歳までに改正されたことに伴い、この「14年内」を「19年内」とする所要の整備が行われました（所令70①二）。

## (2) 退職手当等とみなす一時金の改正

上記2(5)のとおり、加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換ができることになったこと（平成25年厚生年金等改正法附則38、40②六、49の2、確定拠出年金法54の5）に伴い、上記1(3)④の退職手当等とみなす一時金の範囲に、平成25年厚生年金等改正法附則第49条の2第1項の規定に基づく一時金で、企業型確定拠出年金の加入者であった者の退職により支給されるもの（存続連合会からの給付）が追加されました（所令72②五イ）。また、確定給付企業年金法第91条の23第1項の規定に基づく一時金で企業型確定拠出年金の加入者であった者の退職により支給されるもの（確定給付企業年金法に基づく新たな企業年金連合会からの給付）についても同様に追加されています（所令72②六）。

なお、これらの一時金を退職以外の事由により受けた場合には一時所得となり、生命保険金に類する給付として生命保険金等の支払調書の対象とされます（所法34、所令351①四）。また、年金で受給した場合にはその年金は公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除が適用されます（所法35③三、所令82の2②五）。

（参考1）確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

（抄）

（定義）

第2条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項の適用事業所及び同条第3項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であって、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 この法律において「第一号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち厚生年金保険法第2条の5第1項第1号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第4号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）をいう。

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）の氏名、住所、

- 個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知
- ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第8条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知
- ハ 給付を受ける権利の裁定
- 二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供（以下「運用関連業務」という。）
- 8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。
- 9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（企業型年金加入者を除く。）をいう。
- 10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。
- 11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（個人型年金加入者を除く。）をいう。
- 12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。
- 13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で

定めるところにより計算した額をいう。  
（規約の承認）

- 第3条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（第9条第2項第2号に該当する者を除く。以下この項及び第5項、次条第3項（第5条第4項、第6条第2項及び第46条第3項において準用する場合を含む。）及び第4項、第5条第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）並びに第46条第1項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 2 二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。
- 3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（次項及び第5項、第47条第5号、第54条の6、第55条第2項第4号の2、第70条、第71条並びに第78条を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所
- 二 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の名称及び所在地（厚生年金保険法第6条第1項第3号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）

- 二の二 第5項に規定する簡易企業型年金を実施する場合にあっては、その旨
- 三 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあっては、その行う業務
- 四 事業主が第7条第1項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（第88条第1項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営む者をいう。以下同じ。）（第7条第2項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務
- 五 資産管理機関の名称及び住所
- 六 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項
- 六の二 60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあっては、当該年齢に関する事項
- 七 事業主が拠出する掛金（以下「事業主掛金」という。）の額の算定方法その他その拠出に関する事項
- 七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項
- 八 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項
- 八の二 第23条の2第1項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあっては、指定運用方法の提示に関する事項
- 八の三 第26条第1項の規定により運用

- の方法を除外することとする場合にあっては、除外に係る手続に関する事項
- 九 企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項
- 十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が3年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額（以下「返還資産額」という。）の算定方法に関する事項
- 十一 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項
- 十二 その他政令で定める事項
- 4～6 省略  
（企業型年金加入者）
- 第9条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としなない。
- 一 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者
- 二 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者  
（拠出限度額）
- 第20条 各企業型年金加入者に係る1年間の事業主掛金の額（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条

において同じ。)の総額は、拠出限度額(1年間に拠出することができる事業主掛金の額の総額の上限として、企業型年金加入者の確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(支給要件)

第33条 企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下この項において同じ。)であって次の各号に掲げるものが、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。ただし、企業型年金加入者であった者であって60歳以上75歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日その他の厚生労働省令で定める日から起算して5年を経過した日から企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 60歳以上61歳未満の者 10年
- 二 61歳以上62歳未満の者 8年
- 三 62歳以上63歳未満の者 6年
- 四 63歳以上64歳未満の者 4年
- 五 64歳以上65歳未満の者 2年
- 六 65歳以上の者 1月

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間(その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間をいう。

- 一 企業型年金加入者期間
- 二 企業型年金運用指図者期間
- 三 個人型年金加入者である期間(以下

「個人型年金加入者期間」という。)

四 個人型年金運用指図者である期間(以下「個人型年金運用指図者期間」という。)

3 第1項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

(75歳到達時の支給)

第34条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく75歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

(企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換)

第54条の5 企業型年金の企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、第15条第1項第1号に規定する企業型年金運用指図者を除く。)は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があったときは、企業年金連合会に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

(規約の承認)

第55条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 省 略

四の二 中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が300人以下のものをいう。以下この章において同じ。）が第68条の2第1項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあっては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五～八 省 略

（個人型年金加入者）

第62条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

- 一 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第一号被保険者（同法第89条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第90条第1項又は第90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者（以下これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。）
  - 二 国民年金法第7条第1項第2号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第4項第6号において「企業型掛金拠出者等」という。）を除く。）
  - 三 国民年金法第7条第1項第3号に規定する第三号被保険者
  - 四 国民年金法附則第5条第1項の規定による被保険者（同項第1号に掲げる者を除く。）
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、

前項の規定にかかわらず、個人型年金加入者としなない。

- 一 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者
  - 二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有する者
- 3 個人型年金加入者は、第1項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。
- 4 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第1号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第4号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第6号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。
- 一 死亡したとき。
  - 二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（前号に掲げる場合を除く。）。
  - 三 第64条第2項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。
  - 四 保険料免除者となったとき。
  - 五 農業者年金の被保険者となったとき。
  - 六 企業型掛金拠出者等となったとき。
  - 七 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき。
  - 八 第2項第2号に掲げる者となったとき。
- 5 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

(拠出限度額)

第69条 1年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（1年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であって、第62条第1項第1に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であって、同項第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）、第三号加入者（個人型年金加入者であって、同項第3号に掲げるものをいう。）又は第四号加入者（個人型年金加入者であって、同項第4号に掲げるものをいう。）の区別をいう。）、国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無、事業主掛金の額等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

(脱退一時金相当額等又は残余財産の移換)

第74条の2 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等又は残余財産（確定給付企業年金法第89条第6項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等又は残余財産の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（当該個人型年金加入者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）として政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第73条の規定により準用する第33条第1項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(参考2) 独立行政法人農業者年金基金法（平成

14年法律第127号）（抄）

(被保険者の資格)

第11条 国民年金法（昭和34年法律第141号）の被保険者（65歳未満の者に限り、同法第7条第1項第2号又は第3号に該当する者、同法第89条第1項、第90条第1項又は第90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であって農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

(支給要件)

第28条 保険料納付済期間（納付された保険料（第55条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する65歳以上の者は、基金に農業者老齢年金の支給の請求をすることができる。

2 前項の請求があったときは、その請求があった日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

(75歳到達時の支給)

第28条の2 保険料納付済期間を有する者が前条の規定により農業者老齢年金の支給の請求をすることなく75歳に達したときは、基金は、その者に農業者老齢年金を支給する。

(参考3) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）（抄）

(支給要件)

第36条 老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、

次に掲げる要件（第41条第2項第2において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。

一 60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

二 政令で定める年齢以上前号の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。）。

3 前項第2号の政令で定める年齢は、50歳未満であってはならない。

4 規約において、20年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。

（確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換）

第82条の4 終了制度加入者等（第89条第6項に規定する終了制度加入者等をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下この条において同じ。）は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、終了した確定給付企業年金の清算人に同項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があったときは、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第89条第6項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

4 国民年金基金連合会は、第2項の規定

により残余財産の移換を受けたときは、その旨を当該終了制度加入者等に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（連合会の業務）

第91条の18 省 略

2 連合会は、前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第91条の21第2項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第3項の規定により同条第1項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第91条の22第2項の規定により同条第1項に規定する残余財産の移換を受け、同条第3項又は第5項の規定により同条第1項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。

三 確定拠出年金法第54条の5第2項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、第91条の23第1項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

3～7 省 略

（企業型年金加入者であった者に係る措置）

第91条の23 連合会が第91条の18第2項第3号に掲げる業務を行っている場合にあつては、連合会は、確定拠出年金法第54条の5第2項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であった者（以下「企業

型年金加入者であった者」という。)又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

2 連合会は、前項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない。

3 第91条の19第6項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

**(参考4) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第63号) (抄)**

附 則

(存続連合会の業務)

第40条 省 略

2 存続連合会は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 附則第44条第2項の規定により同条第1項に規定する残余財産の移換を受け、同条第3項の規定により同条第1項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

二 附則第45条第2項の規定により同条第1項に規定する残余財産の移換を受け、同条第3項又は第5項の規定により同条第1項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第53条第4項若しくは第6項、第54条第2項、第55条第2項又は第56条第2項の規定により年金給付等積立金又は積立金の移換を行うこと。

四 附則第48条第2項の規定により同条第1項に規定する残余財産の移換を受け、同条第3項の規定により同条第1項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会障害給付金

又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

五 附則第49条第2項の規定により同条第1項に規定する残余財産の移換を受け、同条第3項又は第5項の規定により同条第1項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

六 附則第38条第3項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第54条の5第2項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第49条の2第1項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

七 附則第57条第2項、第58条第2項又は第59条第2項の規定により積立金の移換を行うこと。

3～9 省 略

(企業型年金加入者であった者に係る措置)  
第49条の2 存続連合会が附則第40条第2項第6号に掲げる業務を行っている場合にあっては、存続連合会は、附則第38条第3項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第54条の5第2項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第1項に規定する企業型年金加入者であった者(以下「企業型年金加入者であった者」という。)又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

2 存続連合会は、前項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない

い。

3 附則第46条第6項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(注) 上記(参考1)から(参考4)までの規定は、いずれも国民年金法等改正法による改正後です。

## 5 適用関係

(1) 上記4(1)の改正は、令和4年4月1日以後に

支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金について適用し、同日前に支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金については従前どおりとされる予定です(年金整備令案附則)。  
(2) 上記4(2)の改正は、令和4年5月1日から施行される予定です(年金整備令案附則)。